

平成23年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年9月12日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成23年9月12日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第45号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について
（提案説明）
- 日程第 3 議案第32号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第33号 平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 5 議案第34号 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 6 議案第35号 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 7 議案第36号 平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 8 議案第37号 平成22年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第38号 平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第39号 平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第40号 平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第41号 平成22年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第42号 平成22年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第43号 工事請負変更契約について

(尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築
及び補強工事)

日程第15 議案第45号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の
一部改正について

(質疑、委員会付託)

日程第16 陳情第2号 保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情
(委員会付託)

日程第17 一般質問

○出席議員(15名)

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	15番 中垣克朗議員
16番 真井紀夫議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市長公室長	仲 明 君
総務課長	三 木 正 尚 君
財政課長	川 口 拓 也 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	奥 村 和 俊 君

市民サービス課長	南			進	君
福祉保健課長	川	端	直	之	君
環境課長	野	田	耕	史	君
商工観光推進課長	奥	村	英	仁	君
魚まち推進課長	大	倉	良	繁	君
木のまち推進課長	小	倉	宏	之	君
建設課長	上	田	敏	博	君
水道部長	貝	川	弘	毅	君
尾鷲総合病院事務長	諦	乗		正	君
尾鷲総合病院総務課長	児	玉	佳	高	君
尾鷲総合病院医事課長	和	田	恭	典	君
教育委員長	平	山		豊	君
教育長	畑	中	伸	稔	君
教育委員会教育総務課長	大	川	一	文	君
教育委員会生涯学習課長	中	野		誠	君
教育委員会学校教育担当調整監	内	山	善	嗣	君
監査委員	桑	原	紘	市	君
監査委員事務局長	中	森	將	人	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	山	本	和	夫
議事・調査係長	竹	平	専	作
議事・調査係副主幹	岩	本		功

〔開議 午前 9時58分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号によりとり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本定例会に追加提出させていただきました議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事における設計図書の不備の見落としに対する、管理監督上の責任として、私を初め、副市長、教育長の給料の減額を行うものであります。

市民の皆様を初め、議員の皆様には、深くおわび申し上げるとともに、今後の職務執行に当たりましては、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、市長としての管理監督上の責任を明らかにするため、平成23年10月1日から3カ月間、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例第2条に定める額から当該額に、さらに100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

副市長につきましては、市長を補佐すべき副市長としての責任を明らかにするため、平成23年10月1日から1カ月間、市長及び副市長の給与等に関する条例第2条第2号の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

また、教育長につきましても、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事の主管課としての責任を明らかにするため、平成23年10月1日から2カ月間、教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じた得た額を減じた額とするものであります。

以上で追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま説明のありました議案に対する質疑につきましては、この後、既に提案説明がなされております議案と一括して行っていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第3、議案第32号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から日程第15、議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」までの計の13議案を一括議題といたします。

ただいま議題の13議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、13番、高村泰徳議員。

13番（高村泰徳議員） 議案第33号、一般会計補正予算書（第2号）、22ページ、23ページに記載のコミュニティセンター建設事業、360万円に関する質疑をいたします。

早田地区にコミュニティセンターを建設されることに対しまして、地区住民としても喜ばしいことであることから賛同するものでありますが、しかしながら、東海地震、南海地震、東南海地震が心配され、東日本大震災で発生した大津波が尾鷲市でも心配される現在、公共の建物が海拔の低いところに建てるということについて、どこからも反対意見は出なかったのでしょうか。十分な論議がなされたのでしょうか。単なる一部の意見だけではないのか、お聞きしたいと思います。

私としては、避難場所を兼ねた施設にすべきと考えますが、市長、どう考えられますか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 高村議員の指摘のとおり、これから建てていく公共建築物につきましては、避難機能を考えていくべきであろうと思っております。ただし、公共建築物を建てるに当たっては、どういう利用をされるのか、だれが利用するのか、そういったことを地域の住民の方、また利用される住民の方とよく協議をしながら建設していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

その中で、もちろん高台に建設できたら一番いいことではあります。まず第1番は利用される方、あるいは地域の住民の方とよく協議を行っていききたいと思っております。

早田のコミュニティセンターにつきましては、交渉の経緯を市長公室長のほうから報告をさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 早田地区コミュニティセンターの建設場所につきましては、地区住民の意見を十分お聞きし、尊重していくという視点のもと、小学校跡地、旧漁協跡地、現公民館を候補地として検討いたしました。

今回、整備するコミュニティセンターは、これまでのコミュニティ活動、生涯学習活動に加え、水産物の加工など、郷土の特産品づくりによるまちおこしの取り組みができる施設ということにしております。新しい施設を有効に活用するには、ふだんから気楽に立ち寄れる施設であり、身近にまちおこしの拠点があることなどが重要であり、昨年度から活動しておりますビジョン早田実行委員会や、早田漁業協同組合通常総会で議論がされました。

その結果、一番望ましい建設場所は、現公民館付近に建設し、これからのまちおこしの取り組みを活発に展開したいと集約をされました。このように、建設場所につきましては、今後の地区の取り組みから地域住民の合意形成がなされたと判断をしております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 高村議員。

13番（高村泰徳議員） わかりました。でもね、早田地区にはコミュニティセンターを建てられる220平方メートルもの土地が少ないのも理解できますわ。それで、市長は記者会見で総事業費6,000万円を見込み建設するというのを地元

紙に載っていたのでね、そういうことがあるのか、説明していただきたいのと、後々のすべての責任を執行部がそれであれば負うということなんですね。市長は、津波は来ないと判断しとるのですか、それをちょっとお聞きしたいんですけど、もし津波が来るのであれば、その場はちょっとどうかなと思うんですが。

それで最後に、360万円の予算が通ってないうちから、建設費6,000万円の報告はいかなものかと考えますが、その点についてお答え願います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ご承知のように、現在、早田地区ではさまざまな取り組みがなされており、地区の皆さんが一丸となって早田をよくしていこうというような取り組みをなされています。その地区住民の方は、もう本当にお年寄りの方まで、皆さんが一生懸命やっただいておる中で、やはりまちづくりというものに貢献する施設をつくらなければならないということでもあります。それを地区の住民の方も現公民館に、気楽に皆が寄って、いろんな議論ができ、あるいはいろんな料理ができ、あるいはいろんなイベントができ、そういったことを望まれている。そういうことであれば、もし、よしんば高台に空き地があつて、そこに建設したとしても、じゃあ、お年寄りの方は気楽に行けるのかどうか、そういったことを地区の方々と十分議論して、こういう形で、皆さんと協議をさせていただいたところでもあります。

その他の部分については、市長公室長から回答させます。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） コミュニティセンター建設事業は、農林水産省の農村漁村活性化プロジェクト支援事業を活用して実施する事業でございます。補助率は2分の1ということになっています。

当然、事業主体は尾鷲市であり、建設後は本市の行政財産として財産管理をするということになります。

議長（中垣克朗議員） 高村議員。

13番（高村泰徳議員） やはりね、こういう審議は最初から決まっているようにとられるんですよ。やはり、こういうことを注意していただかないといけないと思います。

これで私の質疑を終わります。

議長（中垣克朗議員） 三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 通告に従いまして質疑を行います。

議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」、予算書22ページ、23ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、企画振興事業の中の一般コミュニティ助成事業補助金250万円について、その助成事業の内容及び補助理由についてご説明ください。

続きまして、同じく、先ほど高村議員のほうから質疑がありましたので、若干ダブってはおりますが、コミュニティセンター等建設事業の設計委託料360万円について、早田コミュニティセンターの建設についての設計が行われていることですが、この早田地区におけるコミュニティセンター建設については、昨年、議員有志で地区懇談会に出向いた折にも、地区役員や地元女性で組織するひまわりの会の皆さんからも老朽化した公民館の建てかえが要望されていましたが、ほかの地区からの要望もある中で、今回施策決定された理由をお示しください。

同時に、（聴取不能）とともにどういった内容、財源等については、先ほどご答弁されておりまして、ダブることでしょうが、それについても改めてご説明ください。

そして、現在の公民館活動については、どのように対処されるのかご説明ください。

次に、予算書24、25ページ、同じく1項総務管理費、12目諸費の三木里駐在所用地取得事業894万7,000円について、公有財産購入費630万円、補償金247万5,000円について、その内容をご説明ください。

公有財産購入に関する候補地所有者とは話し合いが進んでいるのですか、あるいは内諾を得ているのですか。また、第2回定例会の補正第1号では、用地測量委託料44万円が計上され、その時点では、地域の安全・安心をかんがみるとともに、災害・防災の拠点とする計画地として活用を踏まえると説明されています。その点は、計画どおりですか。想定される東海、東南海、南海沖地震等に対処できる標高を確保しているものなのでしょうか。

続きまして、予算書36、37ページ、5款農林水産事業費、5項水産業費、2目水産振興費のおわせみなと産地協議会強化支援事業の補助金124万8,000円については、水産庁の承認をいただいた、3カ年産地水産業強化計画で市場施設整備のための調査検討、共同施設を利活用した所得向上につながる取り組みの検討、員外船誘致にかかわる調査検討、アオリイカのブランド化に向けた取り組み、魚食普及のためのイベント開催等の実施、産地水産業の強化を図ると述べられていますが、この際、三重県、尾鷲市、おわせみなと産地協議会

の構成メンバーとともに、これからの市のかかわり方をご説明ください。

また、今回の補正予算の財源は一般財源、いわゆる市費となっておりますが、水産庁の承認によって、今後国等の補助金は見込まれるのですか、その点はどのような点になっているのですか。

もう1点ですが、今、先ほど議案が提出されました議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきまして、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事における設計図書の不備の見落としに対する管理監督上の責任とされておりますが、生活文教常任委員会では、数量調書の参考資料として、図面を基本とした入札方式から、数量調書を基本とした数量契約方式での執行を決定するという判断誤りというふうに、みずから執行部が説明しておりましたが、今回の市長、副市長、教育長の給料の減額を行う中で、こういったことの責任の記載がございませんので、こういったことの意図についてご説明ください。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先に、第45号、後のほうの管理監督、私の減額についての回答をさせていただきます。

見落としということは、そういった意味も含めまして、すべて含めた上での責任というようにご理解を願いたいと思います。

あとの問題につきましては、それぞれ各課長から回答させます。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） まず、一般コミュニティ助成事業に関しましてご説明します。

この一般コミュニティ助成事業に関しましては、早田トドリ組合から申請のありました地区内で開催されるイベントや地域間交流、老人の憩いの場所づくり事業などに活用される会議用机や折り畳みいす等のコミュニティ備品の購入に対する補助金でございます。

主なものとしたしましては、音響関係備品や会議用テーブル、いす、掃除機、冷蔵庫などの電気製品で19品目に対して補助を行うものでございます。

本補助金は財団法人自治総合センターが定める要綱に基づき、申請を行い、財団の決定を得て交付するものでございます。

続きまして、コミュニティセンターの建設については、ハードの条件だけではなく、地元住民の取り組みなど、ソフト面での高まりも重要で、今回、早田地区にあつては、建設に向けての幾つかの条件がそろいました。

まず、平成20年度から県の中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業のモデル地区の認定を受け、三重大学、県、本市とともに、地区の存続に向けた取り組みを進め、本年度からは郷土料理等の販売を計画するなど、まちおこしの取り組みが進んできていること。これまでの取り組みと、これからの取り組みについて、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付対象計画が認められたこと。さらに、平成22年10月に策定されました尾鷲市公共施設耐震改修促進計画の中で、耐震化の優先順位が高いことが施策決定の理由でございます。

規模は、現在の公民館と同等の規模で、220平米を想定をしております。財源は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で、補助率が50%であります。ただし、今年度は国の財源不足により、事業目的別交付対象額に対し、一律5%がカットされております。

現在の公民館活動等につきましては、地区内の遊休施設で対応するというところで合意をしております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 魚まち推進課長。

魚まち推進課長（大倉良繁君） 私からは、尾鷲港産地協議会強化支援事業についてご説明いたします。

尾鷲港産地協議会は、現在尾鷲漁業協同組合より4名、漁業者代表が3名、尾鷲海産物商業協同組合が3名、尾鷲水産加工組合より3名、三重漁連傘下事業所より1名、尾鷲物産株式会社より1名、そして尾鷲市1名による16名に加えまして、オブザーバーとして三重県尾鷲農林水産商工環境事務所漁政課水産室、また顧問として尾鷲市長が参画して、本協議会が構成されております。

会長は、尾鷲漁業協同組合代表理事組合長が務めておりまして、尾鷲市魚まち推進課が事務局を担当しております。

これからの本市のかかわり方といたしましては、協議会事務局として、会務及び協議会事業を円滑に推進するため、協議会会員と一層の連携を図るとともに、本協議会において活発な議論がされ、地域漁業の課題克服等に向けたよりよい取り組みを漁業者、水産関連事業者、行政が一体となって推進するよう、努めてまいります。

国等の補助金等の見込みにつきましては、尾鷲港産地協議会が実施します産地水産業強化支援事業に対しまして、水産庁の水産業強化対策推進交付金が、直接

協議会に交付されます。そういったことから、本市からは総事業費から交付金を差し引いた額を尾鷲港産地協議会強化支援事業補助金として支援していこうとするものでございます。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 三鬼和昭議員の質疑の中で、公有財産購入費 630 万円、及び補償費 247 万 5,000 円の内訳についての質疑であります。17 節公有財産購入費 630 万円の内訳につきましては、不動産鑑定による土地単価を購入予定面積約 100 坪に適用し、計算したものであります。

22 節補償、補填及び賠償金、補償金として 247 万 5,000 円の内訳は、購入しようとする敷地内の立木補償費であります。この補償額の算定につきましては、公共事業に係る損失補償算定基準書の規定を適用しております。

続きまして、第 2 回定例会の補正予算（第 1 号）での用地測量委託料 440 万円が計上され、その時点で地域の安全・安心についての災害の拠点とする計画地として活用を踏まえることの説明であります。その計画は、計画どおりですかということにつきましてのご質疑でございますが、三木里駐在所は、築 37 年を経過しており、三、四年前から三重県警において老朽化に伴う建てかえ、移設が検討され、地元地区からも新築、存続についての要望が市に提出されております。県警とも協議を重ねてまいりました。このことから、地元地区及び周辺地区の治安維持等のため、駐在所の移設、存続に向けての用地を確保することが目的であります。

当該用地につきましては、県警と協議を重ねた結果、駐在所のみ移転することになりました。今後の、地権者との話し合いですけど、今回の補正予算が議決され次第、地権者との交渉に入っていきたいと考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 市長が議案第 45 号から先にご答弁されましたので、これから、私も再度質問させていただきますが、今回の議案提出の筆記の仕方だと思うんですけど、この判断誤りをきちっとすれば、入札を延期するとか、入札をもう一度見直すということがあれば、今回の問題は一切起こらなかったことですので、非常に我々やっぱり議会側としては、執行部側の仕事の中においては、ここが確かにチェックミスということも大きな問題ですけど、なぜ入札をこのように急い

だのかという、こういったことをきちっと見直さずに急いだのかということに議会のチェック機能として我々執行権の中まで入り切れない部分として、再度こういったことがあってはならないので、強い指摘をさせていただいておる部分の一つだと思いますので、その辺の責任のことは明確にされるべきだと私は思います。

それから、一般コミュニティ助成事業補助金250万円ですけど、ここ一、二年、行政側の備品とか、そういった形にも、今回同じく教育委員会のところにもこういった補助金がありまして、財源を補てんするような形で、こういった補助事業が使われておるような気がしないでもないんですね。今回、九鬼地区の地域が求めておるものを購入するというので、これは好ましい補助金の使い方だと思うんですけど、市民の皆さん、こういった補助金について、少し、ちょっと知らない地区とか、知らない団体とかがあると、やっぱり区であるとか、婦人会であるとか、自治会であるとか、あるイベントとか、いろいろまちおこしの団体とか、もっとこういった補助事業の申請とか、そういったものの扱いについての説明会等々もやられるほうが、これまでであった中で、なぜこういうことかという、非常にあちこち懇談会で出ていきますと、自分たちでまちのことを一生懸命やるから、いろんな部品をそろえてほしいという、最近、積極的な住民の方の願いというのがありますので、その辺をご検討いただきたいなと思います。その辺について、今後どう考えていくかご答弁ねがいたいと思います。

早田地区につきましては、1点は、私、杉田市政の折に、周辺部というか、出張所管内においては複合的なコミュニティセンターがという質問をしたところ、梶賀のハラソという形で施設整備されて、あの中には公民活動等もやっておりますし、地区のこともやっております。早田においても、そういった形になろうかという、先ほど高村議員の質疑しておった中で、非常に地区住民の要望とか、活動しやすい場所ということがありましたので、私もこれからの公共施設につきましては、想定、いや、想定外も考えた、大津波等に関するところから、公共施設はそういったところでなけりゃだめなのではないかという考えがございます。これは、市長ともども仙台であるとか、南三陸町に視察させていただいたところも、地形的にリアス海岸でよく似ておりまして、そういった形からすると、津波が10メートルどころか、16メートル、20メートルという形の津波ですから、建物にすれば、4階以上、5階ぐらいなけりゃあ、浜のほうには建物を建てても避難場所にはならないということがあります。

また、それと、台風12号によりまして土砂災害というか、山からも津波が来

るという、我々の険しい地区はあって、早田におきまして、ちょうどまちとシン垣ができておるところが、かつて土砂的に崩れたところがありますので、地区によっては、津波対策を重点的にやる、地区によっては土砂災害を重点的にやるという考え方と、防災対策、いろんなソフト面を考えれば、今回地区住民が要望する場所でもいいのではないかなと思います、やはり複合的、公民館等も含めまして、限界集落がふえつつあるという中で、やっぱり一つのモデル地区というのかね、いろんな地場産業の水産なんかも兼ねた、そういった拠点として、そういったことをしなくちゃいけないと思いますが、いま一度、全体的な、早田の全体的な市長のこういった優先的にコミュニティするという説明を、もう少し今、取り組んでおるのみならず、水産とか、あとまちの生き残りというかね、活性化という位置づけをもう少し、明確さがないのかどうか、その点、お願いしたいと思います。

それから、尾鷲港産地協議会強化支援事業ですけど、おおよそわかりますし、今、一般質問でも予定しておりますので、私の考え的なものはあれですけど、今回の中に、まちづくりにおいて、今、道の駅等々が国道沿いの道の駅のところが考えられておるんですけど、尾鷲の特色としては、海の近くというか、そういった中で市長は常々、尾鷲市場近くに、今回も魚食の普及ということが書いてありますけど、そういった意味の、例えば、魚を活用した食堂というか、そういった形のものというのは、こういった産地協議会の中でも協議されていくのか。事業主体が市ではありませんけど、市も事務局として入っている中で、そういったトータル的に、この国の3年間計画の中で、そういった形のをされていくのかどうか、この1点だけお願いします。

それから最後に、順番は逆になりましたが、答弁が逆でしたのであれですけど、駐在所につきまして、県のほうも県警というのか、ご理解されておるのでしたら、何とも言えませんが、津波とか、防災とか、災害のことを考えれば、現在の設置されておるところも、今回この候補地として上がっておるところも、むしろ八十川沿いでして、津波の今回の実績からすると、河川のところは非常に被害が大きかったという意味合いからすると、そういった意味的にはどうかなという気がしないでもないんですが、その辺は、県との確認というのは、これでいいのかどうか。その辺だけ確認させていただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補

強工事につきましての、この問題点につきましては、すべて職員とともに協議して、問題点、改善点、そういったものを真剣に協議して改善をしていきたい。その基本となるものは、三鬼議員が言われましたように、やはり原点に戻る、本来入札条件であった図面を基本とするというような、何ととっても、やはり原点に戻ることが必要でありますので、そういった考えのもとで、これから防止対策、修正案を考えていきたいなというふうに思っているところですので、ご理解を願いたいと思います。

それから、早田のコミュニティにつきましては、やはり私は常々言わせていただいておりますが、これからのいろんな活動を行っていく、あるいは、例えば商品開発でも何でもそうありますが、取り組んでいただく地区が、そのイベントとか、そういった商品開発とか、そういったものに取り組んでいただくことによって、地域が元気になっていくということが一番大事な話でありますので、そのような形での活動が今、早田でなされております。今回も、おわせ元気・満足度アップ事業等の取り組みがなされます。そういった住民の方の活動を本当に真剣に支援をさせていただきたいなというふうに思っているところでもありますので、コミュニティにつきましても、やはり地域の方の望まれる場所が1番ではないかなというふうに思っております。

それから、産地協議会での魚の食堂とか、そういった取り組みですが、産地協議会で食堂とか、そういったものの取り組みも議論されるというふうに聞いております。私としても、ぜひ支援させていただきたいなというふうに思っているところでもあります。その他につきましては、各課長で答えてまいります。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） コミュニティ助成事業につきましては、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、財団法人自治総合センターが、市町村が認めるコミュニティ組織もしくは市町村に交付するものでございます。

今回の、一般コミュニティ助成事業に関しましては、尾鷲市広報の平成22年10月号でも地域のコミュニティ団体等への周知を行うとともに、関係各課への呼びかけを行いました。議員の提案の説明会をやられるほうがよいのではないかとこのことにつきましては、十分今後検討していきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 先ほどの三木里駐在所の県警との確認の場所、設置確

認なんですけど、これにつきましては、確かに東日本大震災の津波等を見た中で、今設置しようとする場所においては、大体6メートルの高さというようなところで考えております。それも県警とも二、三回、設置場所等も見ていただいて、やっぱり住民の利便性が一番必要じゃないかということの意味もありまして、それは県警との確認でも了承いただいております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 質問事項につきましては、ほぼご答弁いただきましたので、あれですけど、しつこいですが、コミュニティ助成事業につきましては、先ほどの説明会等々も含めまして、こういった補助を受けた団体とか、そういった事業を紹介するというのも大事ではないかなと思うんです。積極的に、こういった補助事業を利用して、尾鷲市の活性に民活力というか、それをやっぱり生かしてもらおうという意味では、民間の方が頑張っておる姿を広報でもそうですし、全体的にそれをまとめたのをホームページで紹介するとか、やっぱり建設的なことを取り組みをしていかないと、あれもだめだ、これもだめだ、私的とかという話よりも、みんなでまちづくりをするとか、行政が足りない部分を民間の方にやっていただくということにつながるには、やっぱり積極的なそういった情報もそうですし、アピールというのが大事なんじゃないかなと思いますけど、その点についてはどうお考えなのかということを最後にお聞きしまして、質疑を終わりたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 早田の皆さんの頑張っている様子、あるいは事業の様子とか、そういったものにつきましては、これから市民の皆様にも、ぜひ知っていただきたいと思いますので、どんな方法がいいのか、これから検討して皆さんにお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 次に、2番、内山鉄芳議員。

2番（内山鉄芳議員） それでは、通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

私は、3点ほどお聞きしますんで、よろしくお願いたしたいと思います。

まず、第1点目といたしまして、議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、歳入、20款市債、1項市債、8目総務費、1節防犯灯整備事業債500万円の減額についてお尋ねいたしたいと思います。

この事業は、本年第2回定例会に提出の一般会計補正予算（第1号）において、防犯灯整備事業として2,368万8,000円が計上され、津波浸水域の避難誘導の目的として制御バッテリー式LED防犯灯100基の設置という計画でしたが、なぜ今回、500万円の減額になったのか、お聞きしたいと思います。

2点目、22ページから23ページ、議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、歳出、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、基金積立金、25節積立金3億3,061万7,000円についてお尋ねいたします。

今回の補正予算で基金積立金として3億3,061万7,000円が計上されており、その主なものとして、財政調整基金に2億6,479万3,000円、減債基金に3,000万円、活性化対策基金に3,008万円が積み立てられています。

そこでお聞きしますが、基金の残高についてお尋ねしたいと思います。

財政調整基金については、当初予算で2億2,344万円が、また第1号補正予算では3,068万7,000円が取り崩されておりますが、今回の2億6,479万3,000円を積み立てた後の財政調整基金の残高はどれだけか。また、基金総額はどれだけかお尋ねいたしたいと思います。

3点目として、議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、歳出、7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震補強補助金800万円、木造住宅耐震補強設計補助金32万円についてお尋ねいたしたいと思います。

この事業は、今後発生が予測される東海、東南海、南海地震に対して、市民が安全に安心して生活するため、木造住宅の耐震補強を行う際に、その費用の一部を補助するなど、地震防災対策の充実を図ることを目的に、平成16年度から施行されていますが、今年度の当初予算で計上した249万円と、今回の補正予算800万円を合わせてどれだけの件数になるのか。また、補強工事に対しての補助制度、率に対してお聞きしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） それではまず、防犯灯に係る起債の減額についてご説明をさせていただきます。

防犯灯整備事業債500万円の減額につきましては、今回、県の地域減災力強化推進補助金として、総事業費2,368万8,000円のうち、補助基準

額1,000万円の2分の1、500万円が採択をされたことにより、市債を減額するものであります。

また、財政調整基金等についてご説明をさせていただきます。財政調整基金の残高につきましては、今回の2億6,479万3,000円を積み立てますと12億7,228万3,000円となります。

また、減債基金やその他特定目的基金を合わせた基金全体の残高は2億1,623万5,000円となっております。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） 内山議員より質疑のありました住宅耐震の件数及び補助制度の変更点であります。まず実施件数につきましては、当初予定していましたが3件に5件を追加いたしまして、8件とします。

次に、補助制度の変更点についてであります。

一つ目といたしまして、県からの補助金が現在1件当たり30万円ですが、さらに30万円が増額され、60万円となります。

また、二つ目といたしまして、耐震補強工事と合わせてリフォーム工事を行った場合に、リフォーム工事に対しまして1件当たり20万円が補助されます。この拡充策によりまして県の補助金が1件当たり最大50万円の増額となります。標準的な補助額としましては、80万円から130万円に増額となります。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 内山議員。

2番（内山鉄芳議員） それでは、防犯灯についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この事業に対しては、地域減災強化推進補助金の対象で1,000万円につき2分の1の補助をいただいたということで、本市にとっては大変ありがたいことじゃないかなと私は思っております。

前回、私、この件について、6月定例会で質問させていただいたんですけども、そのときには、この配分と設置場所について自治会の会長、防災会の会長、それから区長さんと話し合っ、設置場所、配分についてお決めになるということをお聞かせていただいております。ちょうど、私の質問をしてからちょうど3カ月たちましたんですけども、その後、どのようになったのかなと、私は思いますので、配置が終わったんじゃないかなと思いますので、その件についてお聞きしたいと思います。

それと、財政については、かなりの金額が積み立てられたんだというのはよ

くわかりましたんですけども、基金については、財政調整基金の推移を見ましても、平成20年度で8億1,800万円、平成21年度で7億9,100万円、平成22年度で10億6,100万円が基金になっておりますが、平成23年度で2億6,479万3,000円を積み立てて、今回の補正で12億7,228万3,000円の基金残高となっているとの説明でしたんですけど、私は基金というのは、一般家庭における、これは一つの貯金じゃないのかなと、大体自分ところの財源の目安になるんじゃないかなというつもりでおりますんですけども、尾鷲市においてやはりこの財源、これは大体幾らぐらいが妥当じゃないかということをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、木造住宅についてなんですけども、今回、当初で3件ですか、それで今回で5件、なお、合計8件の補助枠が追加されたということなんですけども、この制度が、課長、平成18年から制度化されたということなんですけども、今までに、昨年度まででよろしいですから、何件の申し込みがあったのかお聞かせ願いたいと思います。

また、この補助金についてなんですけども、あくまでも今まで30万円やったのが、今回30万円追加されて、これ、県なんですけども、60万円になったと。それと、リフォームで20万円が追加されたと。これは、リフォームされる方なんですけど、20万円追加されたということなんです。そうすると、これが二つ合わすと50万円になるんですけども、私は気になるのは、今までの補助率が大体80万円が、今回50万円追加されて130万円になるんですけども、これ、県の補助率はわかりましたんですけども、国と市の補助率はどないなってますか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 制御バッテリー式LEDの設置計画につきまして、市民課が所管でございますので、説明させていただきます。

去る7月20日から29日の平日に、各町の自治会、自主防災会及び各区長さんを初め、皆様にお集まりいただき、津波浸水域における高台への避難路の目印として制御バッテリー式LED防犯灯の設置箇所について具体的に地図上に示しまして、皆様のご意見を聞きながら、慎重に協議・検討いたしました結果、設置箇所につきましては、須賀利地区4基、九鬼・早田地区、九鬼町については5基、早田町は2基の7基であります。また、北輪内地区におきましては、三木里町4基、名柄町2基、三木浦町5基の11基であります。

南輪内地区につきましては、賀田町 5 基、古江町 5 基、曾根町 3 基、梶賀町 5 基の計 18 基であります。

旧尾鷲市内 60 基で、合計 100 基を設置いたします。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） 本市にどの程度の財政調整基金が必要であるかというお尋ねでございますが、一般的には予算規模の 10%、あるいは標準財政規模の 10%から 15%というふうに言われております。

本市に置きかえますと、約 10 億円ということになります。しかし、今回の台風 12 号も想定を超える被害を近隣市町にもたらしました。災害発生時に対応する経費、防災対策など、緊急に実施する必要が生じた大規模な土木、その他の建設事業などを考慮いたしますと、財政担当といたしましては、現在の 12 億円程度は維持をしたいというふうに考えております。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） 耐震補強のこれまでの実績といたしましては、平成 16 年度から平成 22 年度までの 7 年間で 6 件実施しています。

本年度につきましては、昨年度からの繰り越しといたしまして 2 件、本年度分といたしまして 1 件、合わせて 3 件を実施しております。さらに 5 件の希望があります。

また、国、市の補助額についてでございますけども、国の補助額につきましては、定額じゃなくて、工事費の 11.5%が補助されます。これまでの実績を見てみますと、平均で約 20 万円ほどになっております。

市の補助額としましては、定額で 1 件当たり 30 万円を補助しております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 内山議員。

2 番（内山鉄芳議員） 3 回目ということで、簡単にお聞きしたいと思います。

LEDの防犯灯についてなんですけども、これ、尾鷲市には大体 2,100 の防犯灯があるということを聞いておりますんですけども、その中で、前回のときには、浸水域に 1,000 基を 5 年計画の中で LED に変えていきたいんやというような説明をいただいたんですけども、今回の場合は、これ、制御バッテリー式というんやけど、これはやっぱりあくまでも災害のあったときに、停電時における防犯灯と理解してよろしいんでしょう、これはね。

それで、100基の配分については、よくわかりました。それでも、前回も質問させていただいてるんですけども、もしもこれ、100基では、少し私足りないように思うんですよ、あくまでも。もしも、これ各自治会とか、自治防災会、各区長さんから要望があったら、どのようにするのかなど、私は思うんですけども、まあ、配分はされたということはわかりますんですけど、そういうことがあったら、どのような配分、また追加ということを考えているのか、またお聞きしたいと思います。

それと、木造住宅の件なんですけども、課長、16年から昨年まで6件ですか。ことしは、希望者を合わせてちょうど8件ですね、ちょうどクリアされとるんじゃないのかなと思うんですけども、今回、やはり東日本大震災が起こったでしょう、それを教訓にして、市民の方々とか、またこの補助率がよくなったということで、多くの方が申し込んでくるんじゃないのかなど、私は思いますんですけども、そういうことがあったときには、どのように対処するのかもお聞きしたいと思います。

それと、基金についてなんですけども、私、けさちょっと調べたんですけども、今年度の定例会における一般会計なんですけども、これ、今回の補正で5億306万8,000円を追加して、歳入歳出予算総額が94億8,455億4,000万円になっております。課長の説明によるというと、予算額の大体10%から15%がということだったんですけども、尾鷲市の財政規模というんですか、この基金を見せていただいても、財政調整基金で12億7,228万3,000円、基金総額で21億1,623万5,000円と、これ10年間見ても基金総額が、これが一番、これに基金総額があるんですけども、一番多くなったなと思いますんですけども、市長にちょっとお聞きしたいんですが、今後の市政運営については、先ほど課長の説明がありましたように、この防災対策事業や地域活性化事業の施策について十分な予算措置を私はしていただきたいと思っております。市長、このことに何かコメントありましたら、よろしくお願いいたいと思います。これで質疑を終わります。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 議員ご指摘の地域活性化対策、それから防災対策は、本市の重要課題であります。当初予算では、おわせ元気・満足度アップ事業として魅力ある魚のまちづくりの推進をさせていただくような予算を見ていただきました。

それから、防災対策としましては、東日本を教訓にしまして、第1号補正では

先ほど説明させていただいておりますような、停電時対応型バッテリー式LED防犯灯整備、それから今回の第2号補正では、市内各所の避難路整備など、合わせて1億円ぐらいの短期の防災対策事業を予算計上しております。決して、基金、ためるだけでという気は毛頭ありません。しかし、近隣市町の財政調整基金と比べても、決して多いわけではありません。こういった中で、先ほど財政課長が申しましたように、12億円ぐらいはキープしながら、活性化対策、あるいは防犯対策、ほかの尾鷲市の課題に対応をしていきたいなというふうに思っておりますし、また、現在策定中であります第6次総合計画に基づく新しい地域活性化対策とか、中・長期の防災対策も、これから必要になってきます。そういったものについても、できるだけ積極的に推進していきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 先ほどの内山議員の、これまでのLEDの設置配分が少ないのではないかとということなんですけど、今後なんですけど、前回、平成23年第1回補正では、100基の制御バッテリー式LED防犯灯を設置する旨の予算をいただき、各地区と協議の上、100基の箇所が決定することができました。

今後、入札を行った上で、予算に余裕がある可能性もあり、加えて設置が必要な箇所があるかについては、今後地区と協議の上、見きわめていきたいと考えております。

以上であります。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） 耐震補強の今後の要望についてでありますけども、三重県におきましても、今後の対応に積極的な考えを持っておると聞いております。本市におきましても、可能な限り、市民の皆様の要望にこたえてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 次に、12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 質疑を通告いたしておりますので、議案第43号「工事請負契約変更について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」でございます。

議案第43号につきましては、これまでも所管の常任委員会なり、全協なり、過去4回程度かな、いろいろと事前審査をしてきたところでございますけれども、

そういうことで、この定例会、改めて提案が出されましたので、質疑をいたしたいと思います。

これまでの審議の中で、シーラカンス社の設計は、新棟と耐震校舎の図面や、数量調書きいずれにもミスがあり、市もそれらのチェックを見落とししたこと、そういう事実が判明したところでございます。

市の執行部も、シーラカンス社も、設計ミスを全面的に認めて、双方、議会、委員会なり全協を開くたびに謝罪をしているわけでございますけれども、今回の耐震整備事業に伴う改築及び補強工事につきましては、平成22年度の補正予算ですか、第7号で事業が計上されております。

そこで、この事業、その7号の内容を見ますと、学校耐震整備事業が7億7,538万2,000円、これはもろもろの経費を含めてね。それで、これの財源内訳でございまして、国庫支出金、補助金が2億3,000万円、パーセントにして30%、起債が4億9,450万円で64%、それから一般財源が508万8,000円で6%というような比率になっておりますけれども、今回の設計ミスによる追加金額と追加工事費の4,600万8,250円の財源の内訳がどんなようになってくるんですか。国庫支出金の補助金残の融資というのが100%あるとかないとかというようなお話がありますけれども、その件も含めて、まずお答えをいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） 今回の変更金額につきましては、当初予算の平成22年度から23年度に繰り越しをしております、その事業費の中で対応したいというふうに考えております。

また、今回の変更金額4,605万8,250円の財源内訳につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金で1,714万2,561円、過疎対策事業債で2,890万円を充当し、一般財源が1万5,689円と見込んでおります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置され、残り30%、約867万円が後年度負担になるというふうに考えております。

今回の補助残については、補助残の全額が起債対象になるというふうに考えております。

議長（中垣克朗議員） 三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） それで、何回も言いますけど、常任委員会と全協でいろいろ議論された中で、市長は政治責任をとる形で、今回、市長、副市長、教育長の

給与の減額という追加議案を提出されたわけでありませう。

また一方、シーラカンス社の責任問題について、これまでも市長は、市が設計ミスをチェックできなかったことでシーラカンス社に瑕疵責任は問えないということで、そういうことで責任を求めない意向を議会に示しております。しかし、シーラカンス社は、各議員のいろんな質問に対して責任を認めて、市の処分方針に従うというような、社長が謝罪をいたしているところでございます。

こうした状況の中から、このやりとりについては、地元紙2社で克明に報道されておりますから、それらを読んでいる市民の中から、やっぱり市長の政治姿勢、そういうことで、責任を問えないということで、市長の政治姿勢に少なからず不満を持っている市民があると思うんですね。それで、工事の入札の内容は違いますが、過去に、市のクリーンセンター、あれは16年から始まったのかな、クリーンセンターの発注工事に伴って、プラントメーカーが公正取引委員会による談合問題がありまして、調査されて、その後、強制調査によって公正取引委員会が検事総長に告発をした結果、大阪地検がメーカー11社に起訴を申し渡しております。

こういうことで、議会でも、その当時いろいろと議論がありまして、結果的にはプラントメーカー、業者は株式会社クボタと言いますが、損害賠償金の請求を10%行って、工事費の10%の2億2,627万5,000円が市に入金されたわけですが、その議論と並行して、当時、議会で、全協なんかで談合行為は悪質やということで、そういう強い批判の中で、メーカーに対して社会貢献の要請がいろいろありました。最終的には、金額の多寡、そういう高い、少ないの問題はいろいろ物議を醸しましたけれども、結果的には地域貢献協力金というような格好の中で、500万円の金額が尾鷲市に支払われたところでございます。今回の設計ミスについては、それとは事情は異なりますけれども、市長は、再度シーラカンス社に対して何らかの貢献の要請ができないのかという思いが私ありますので、その辺のところ、お答えいただきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） クボタの件の詳細は、私もよくわからないんですが、ちょっと事情が違うかなという感じはしております。

そういった中で、尾鷲市としましては、設計契約を結び、契約書の中で決まっておることの中でいろいろ精査した結果、設計業者には責任は問えないと。しかし、立派な尾鷲小学校、尾鷲幼稚園をつくっていただかなければなりません。そ

ういった中で、設計業者と色々な議論をさせていただいております。例えば、常駐の管理監督を1名であるのを2名にふやす、あるいは代表取締役みずから1週間に一度は必ず来て、進行状況を確認する、そういった十全な設計監理業務をやっていたかなければならないという思いの中で、色々な議論をさせていただいているところであります。これからも子供たちに喜んでいただくような学校づくりをしていただくために、設計業者とはいろいろな議論をさせていただきたいと思っているところであります。

議長（中垣克朗議員） 三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） わかりました。当然、子供たちに使いよいような立派な校舎をつくるということでは、こういう高額で事業を請け負うとる業者がやるべきことですから、そのとおりでございますけれども、今回のシーラカンス社に対する支払金で、耐震整備事業監理業務委託料が1,522万5,000円、耐震整備事業に伴う基本計画実施計画策定業務が2,748万5,850円、合計で4,271万850円を契約しとるわけでございますけれども、そういうことで、過去にもそういう経緯がありますから、内容は違っても、やっぱり市長、あれですか、学校、今回は学校施設ですから、そういう面で再度シーラカンス社にそういう話し合いを、何らかの協力をしていただくような要請をする気はないのかどうかを再度お尋ねします。

市長のそういう姿勢によって、今回の議案の、やっぱり認めるか、認めないかというような、一つの判断材料になると思いますので、その辺のところを再度お答えいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市からは、賠償責任とか、そういった賠償問題について責任は問えないというふうに理解しておりますし、そういうような形でこれからもやっていきたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 次に、4番、田中勲議員。

4番（田中勲議員） 質疑はほとんど今、三鬼孝之議員が言われたように、ほとんど合致する面もあります。その前に一言、私は、この台風12号の、きのうですね、京都のフダ地区を訪れまして、トラックでごみの搬送を1日中手伝って、真っ黒けになってきたんですけども、これは市民の皆さんも、ぜひとも1人でも多く行っていただいて、2階の屋根まで浸かっております、ほとんどの家が。ほんだもんでこういうことは、率先して皆さんが、もし行える方があればやっていただき

たいと、これは質疑前の、えらい失礼なことでした。お願いします。

それで、質疑に入らせていただきます。

この再発防止ということを考えるときに、やっぱりマニュアル化して、こういうことが今後一切起こらないようにするためにマニュアル化して、何かの取り決めやとか、条例みたいなものをつくってしておかな、またまたこういうことが起こらないとも限らない。していただきたい。

それと、一切設計会社には私は問わないと、市、ほとんど全面的というかな、要するに責任の所在は尾鷲市にあるんだから、だからそれを差金ですね、84%のあとの残り、入札差金で対応させてくれという契約変更ですね。ですから、一切問わないと、設計会社もミスがあった、尾鷲市から申し出があれば、幾らかでも対応していく。要するに、こういうふうなマニュアルがあれば何対幾つ、あるいはほかの自治体でも、ちょっと調べた結果、4対幾つとか、5対幾つとか、いろいろな自治体で決められております。こういう事態が起こった場合。

それで、まず第1にお聞きしたいのは、工事請負契約の請負金額の変更方法等についての法律、23号、4号についてご存じですか。だれかご存じでしょうか。わかりませんか。

議長（中垣克朗議員） 田中議員、どなたにお答えをお求めですか。

4番（田中勲議員） 市長か、担当でも、だれでもわかりませんか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） その条項については、ちょっと今わかりません。

議長（中垣克朗議員） 田中議員。

4番（田中勲議員） 不思議な状態ですね。全く、この問題が起きてからね、2カ月なんとたつうちに、私は皆さんが協力一致して、この問題を法から何から検討されたものとばかり思うとるんですよ。わしらよりももっと研究されて、私らは全く素人ですから、ただ、ちょいちょいとパソコンを打って調べるだけの話。ところが、こういう事態になって4,600万円の費用が出てきたと、損害を与えると、ただ楽観的にそれを契約変更したらええんかという問題ではないと思います。

このことをちょっと、請負金額の変更の方法等についてを言いますと、発注者ですね、甲、乙、請負人は契約の変更について協議して定めていくと、要するに協議していかないと、ほかにもありますが、大体が、お互いが協議しなさいよと、だからこれは私、わかりません。元請、この請負人というのは、元請なのか、

あるいはその下請なのか、これを聞いておるんです。いずれにしても、請負人と発注者である尾鷲市は協議をなさйтеというんですから、私はその所在はやっぱり請負人、この元請だかどうか知りませんよ、この請負人と書いてあるのが、何というんですか、元請かどうか知りませんが、要するに協議をなさйтеと、こういうことを書いてあります。それについてわからない、あるいは返答のしようがないと言われたら、何とも私も言いようがないんですけど、どうでしょう。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 済みません、田中議員、法律の名前を正しく教えていただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 田中議員。

4番（田中勲議員） 3回でもう終わりやということでございますもんで、ほかの質問に移らせていただきたい、申しわけない。

先ほど、市長も言われましたように、設計業者は、今回こういうことがあったから、要するに、常駐させて監督を徹底しますよと、社長も名古屋の本社から見えまして、監督をしますと、そういう対応をさせてくれと言いました。これもね、建設業法によりますと、ただ、ぱっと見ただけですよ、5,000万円以上の工事については、その請負人は明らかにその常駐の、しかも技術監督者を配置させなければならないとなっておる、これをしてなかったんですね、設計業者は、請負人ですね。5,000万円以上、下請は3,000万円以上でしたかな、これをしてなかった。だから、私らは、今ミスがあるというのは、そこなんだと思いますよ。それでいろいろほかにも寄附を申し出たいとか、何かうわさがありますけども、学校教育の充実のためにいろいろとしたいと。この点について、私はだから、無効が真摯にそういうことを除いてね、おまえが悪いんじゃないか、そう言うんじゃないよ。向こうが真摯に、いや、私のほうにも非があったんですよと。だから、これを話があれば、私のほうでもしていきたいと。でも、あなたは絶対に尾鷲市の瑕疵、この法律で見ましてもね、やっぱり非常に発注者のほうの責任を重くとってあります、非常に。その点で、しかしこれはそういうことがあって、監督、現場を監督する立場にある人を見てなかったと、監督してなかったということだ、その点どう思いますか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 議員の質疑の最初のほうですけども、この変更契約は協議して定めていくものではないかということがありました。この設計業者なんです

けども、当然、今回の工事内容は、本来必要な内容・項目を学校関係者、追加工事等を協議して、当然、市の中で協議をしてお互いに協議をして変更契約をしたというところが1点です。

もう1点なんですけども、先ほど5,000万円以上の工事については常駐監理者がいるという分ですけども、今回のこの契約の上では監理は重点監理者です。ですので、私どもとしては、常駐監理を置く必要はないということは聞いております。そういうこともありまして、業者との話し合いにおいて、こういう状態の結果を受けて、業者としては1名の技術監理者を常駐させ、さらに必要に応じてもう1名、2名の配置としたと。さらに、これ委員会でも取締役から報告があったと思いますけども、代表取締役みずから監督ですか、行うなど、今までより一層の品質管理の向上を図ると、そのための管理体制としております。これは業者側、すべて設計業者の負担で行われております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 田中議員。

4番（田中勲議員） その辺は、私はようわかったような、わからんような、設計業務委託2,748万円、それから監理業務委託費用として1,520万円、計4,270万円を設計業者に支払うことになっております。そういう観点からね、当然に私は監理をさせている、この設計業務じゃなくて、監督業務費を1,520万円、こういうことを考えますと、やっぱり業務の(聴取不能)が怠っておったと言わざるを得ないです。

以上で終わります。

議長（中垣克朗議員） 3回で終了予定なんですけど、どなたかお答えを。いいですか。

それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

10番、大川真清議員。

10番（大川真清議員） 通告はしておりませんが、今回、追加議案となりました議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」、少しお聞きします。

今回、追加議案によって減給、市長が3カ月の30%、副市長が1カ月の10%、教育長が2カ月の10%の給与減額をされるという案が出ておりますが、これの目安、月数とか、減額の割合、これの目安というのはどのように考えられたのかご説明いただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 全国的に見て、いろんところで市長等の減給が行われております。そういったものを事例にしまして、決めさせていただきました。

ただし、私は一般論でいえば、全国的な事例を見させていただくと1カ月ぐらいだと思います。しかし、それでは私は議会の皆さん、あるいは市民の皆さんに示しがつかないという判断をしまして、みずから3カ月を言い渡しましたし、それから主管課である教育の教育長には2カ月を私から言い渡したという次第であります。

議長（中垣克朗議員） 他に質疑はございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 私も質問通告を出しておりませんが、申しわけございません。

議案第37号「平成22年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうちの、この本冊の50、51ページの中の16款寄附金、農林水産業寄附金のうちで調定額が296万2,000円、収入済み額196万2,000円のうち、備考欄でいくと、収入済み額の外国人漁業技術研修事業寄附金72万円と、あわせて水産振興事業寄附金124万2,000円が上がっており、合計が196万2,000円になるんですけども、不納欠損額として100万円が不納欠損額で明記されておりますけども、この内容についてを、まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 商工観光推進課長。

商工観光推進課長（奥村英仁君） それでは、ただいまのご質疑についてご説明させていただきます。

まず、経過等についてからご説明させていただきます。

この不納欠損額に係る外国人漁業研修事業への寄附金につきましては、平成21年度の事業費分でございます。平成21年度に外国人漁業研修事業ということで2船分、市内2業者の分が事業として行いました。その中で1社の分が21年度の事業に対して寄附金を支払っていただけなかったということでございます。それで、21年度決算には、決算書に収入未済額として計上させていただきました。その後、実は経営状態が芳しくない、それと破産手続が開始されたということもあって、裁判所からの情報を待ったわけなんですけど、その後、22年、昨年7月5日に、中部地方裁判所熊野支部より破産手続開始通知

書が届きました。その後、同年、昨年8月31日に破産債権届出書を提出させていただきました。それから3回債権者集会がございましたが、2月15日に破産手続開始が決定されて、当市のほうには届け出た債権に対して破産手続の費用を支弁するには不足すると認めるということで、尾鷲のいわゆる外国人漁業研修の寄附金に対しての配当といたしますか、それがございませんでした。

それで、裁判所からの決定でございますので、これでということで、最終的に本年2月に不納欠損扱いとさせていただくように、100万円、出納室のほうへ通知をさせていただいたところです。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 南議員。

7番（南靖久議員） 大体わかりました。要するに、外国人の方の、何名ですか、それだけちょっと、簡単に。

議長（中垣克朗議員） 商工観光推進課長。

商工観光推進課長（奥村英仁君） 3名分です。

議長（中垣克朗議員） 南議員。

7番（南靖久議員） わかりました。3名分が滞ったということで、本来、21年度事業が不納欠損という形で、21年度の決算上げて、今回、どうしても、いろいろな破産手続等があって、今回正式に不納欠損として上げたということなんですけども、それはそれとして、従来、寄附扱いでしておったということには、もう普通にいっとればね、それはもう寄附金扱いでよろしいんですけども、こういった不納欠損額として上がってきますと、僕自身として果たして寄附金扱いするのが正しいのかな、それとも、もう負担金としてあらかじめ上げておくほうが正しいのかなという思いがいたしましたので、そういった点について財政課としてはどういうお考えですか、今回のこのケースについては。

議長（中垣克朗議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） この事業につきましては、過去、かなり長い期間、事業としてやってきております。それにつきまして、すべて寄附金という形で事業主のほうにご寄附いただくという形で対応してきておりました。

今後の対応につきましては、また改めて、うちのほうもその事業内容等を再度担当課とも協議をさせていただきまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 商工観光推進課長。

商工観光推進課長（奥村英仁君） 当事業についてであります。あくまでも国際貢献が第一目的の事業でありますので、事業者さんからは、基本的に2分の1しか負担してもらえないということがあります。これについて、今現在、議員ご指摘のことについてなんです。例えば、分担金とかということも、そういうことであれば考えられるかと思うんですが、実は制度改正がありまして、当年度からいわゆる事業実施主体が、第1次受け入れが漁協さんでもできるようになりましたので、23年度からは、1人当たり10万円の補助金ということで制度が変わりましたので、今後、外国人漁業研修については、寄附金の受け入れとかというのは発生しないものですから、そのことだけご報告させていただきます。

議長（中垣克朗議員） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。7人の方、ご苦労さまでございました。

反省なんですけれども、一般質問と質疑はどう違うか、一般質問は自分の意見を述べること、質疑は数値やいろんな事実関係を問いただすこと、それを念頭に置きまして、さらに密度の高い質疑をお願いしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております13議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。よって、議題の13議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第16、陳情第2号「保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時からにいたします。

[休憩 午前 11時36分]

[再開 午後 0時58分]

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、1番、北村道生議員。

[1番（北村道生議員）登壇]

1番（北村道生議員） 通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は、生活保護制度の改革について、福祉医療助成制度について、原子力発電所事故についての3点でございます。

まず、生活保護制度の改革についてであります。

生活保護は、働いているかどうかにかかわらず、生活に困ったとき、国民の誰もが憲法25条や生活保護法などに基づいて権利として最低生活の保障を請求できる制度であります。

今、東日本大震災で困窮した被災者に対して、最後のセーフティーネットとして生活保護制度が活用されるべきですが、これに逆行して、生活保護制度を改悪する議論が急ピッチに進んでおります。

派遣切りなど、雇用破壊によって貧困が広がり、生活保護の受給者がふえ続け、200万人を超えたと言われております。

それに伴う予算の増加を背景に、指定都市市長会が昨年10月、生活保護制度の改革を提案し、5月末から協議を初め、8月をめどに意見を取りまとめると言われております。

そして、それに並行して厚労省は社会保障審議会生活保護基準部会を設置し、4月から生活保護基準の検証を開始いたしました。今回の協議には、その下敷きとなった指定都市市長会の提案があります。その提案内容は必ず厚労省の検証内容に反映するものと考えられるわけであり、指定都市市長会の改革案は、受給者のボランティア強制や調査権限の強化など、多々問題がありますが、中でも大きいのは、生活保護の事実上の有期制や、医療費の一部自己負担導入であります。

まず、有期制の問題です。改革案は、期間を設定した集中的かつ強力な就労支援を16歳から65歳までの受給者に実施するとしております。

そして、就労に至らない場合、3年から5年ごとに保護廃止を検討することが同時に提案されているのであります。世論の反発を気にしてか、有期保護という言葉は使ってはいませんが、その期間に自立しなかったら、保護を廃止するというおどしを背景としたものと言わざるを得ません。限りなく有期保護に近いものであります。

今の雇用状況で、こうした人たちへの就労支援がうまくいくかは疑問であります。利用者を追い詰めるだけとなるでしょう。

生活保護制度が事実上の有期制になったら、後には救済制度はありません。生存権を保障した憲法25条に違反いたします。

そこで、市長にお聞きいたします。

市長の生活保護制度の有期制導入についての見解をお聞きをいたします。

もう一つは、医療費の一部自己負担導入の問題であります。

生活保護開始理由の三、四割が病気であります。受給者全体の8割は医療扶助を利用して治療していると言われております。治療は、命を守るとともに、自立のために重要であります。自己負担が導入されたらどうなるか。医療費の捻出が困難で、治療できず、症状が悪化し、自立から遠ざかる悪循環となります。

自己負担導入の理由として、医療費が無料だからむやみに受診するという意見がありますが、しかし、受給者は自由に医療にかかれるわけではありません。医療の必要性を決めるのは医師であり、受診に必要な医療券を出すかどうかを決定するのは役所なのであります。不正があればチェックするのは役所の仕事です。ですから、真のねらいは、生活保護予算の半分以上を占める医療扶助費の削減にあります。

生活扶助費の削減を求めるのなら、一日でも早い病気の回復を目指し、就労ができる状況を回復するためにこそ受診を促進すべきであって、医療費の一部自己負担を導入することによって受診控えが起これ、回復がおくれ、就労に差しさわりが生まれるようなことになりかねません。生活保護受給者に対する医療費一部自己負担の導入についての市長の見解をお聞きをいたします。

次に、福祉医療費助成制度についてお聞きをいたします。

私がこの福祉医療費助成制度について質問するのは、今回で4回目になります。その間には、三重県から市町に対して福祉医療費を義務教育就学前まで助成の拡大をすることと引きかえに、2割自己負担を導入するという提案が出されました。その提案に対して多くの市町が反対を表明する中で、尾鷲市は賛成の意思表示を

して問題となりましたが、その後、県議会の反対によって、知事が自己負担の導入を撤回し、県下すべての市町で最低義務教育就学前までの福祉医療費助成制度が実現したわけであります。

しかし、現在県民の福祉医療費助成制度に対する要望は強く、自治体によっては、県の制度に市町独自の制度を上乗せして、中学校卒業までとか、小学校卒業までとかの施策を実施している市町がふえてきているわけであります。

そういう状況の中で、三重県の鈴木知事が8月17日、この日、松阪市の山中市長との対談の中で、子ども医療費無料化の範囲を現在の小学校入学までを、遅くとも来年9月までには小学6年生まで引き上げると明言をいたしました。

市長にお聞きします。尾鷲市も他の市町に倣って三重県に先駆けて福祉医療費助成制度の適用範囲を拡大する考えは持っておられませんか。お聞きをいたします。

続いて、医療機関での窓口負担の償還払いを現物支給に変更する問題であります。

前回の質問のとき、担当課長から現在は29市町すべてで償還払いがとられており、現物支給への変更は難しいという答弁を聞いています。あくまでもペナルティーにこだわったり、医療費が増加するという思い込みにこだわって、29市町で申し合わせのようなことがとられているのであれば、時代おくれも甚だしいと言わねばなりません。

県が制度変更こだわっているのなら、県の態度を突き崩さなければなりません。幸いなことに、東海地方ではいまだに償還払いをとっているのは三重県だけになっております。また、新しく知事になられた鈴木知事は若いだけに改革に意欲的だという評価があります。新しい改革には、積極的な態度を示すのではないのでしょうか。ですから、尾鷲市から現物支給に踏み出すことを29市町の担当者会議に積極的に提案し、三重県に現物支給への制度変更を求めることが必要なのではないのでしょうか。そんな中で、新しい情勢が切り開かれるのではと考えるのですが、市長の考えをお聞きをいたします。

最後に、原子力発電所についての見解をお聞きいたします。

福島原発事故は、原発の危険性について深刻な問題点を万人の前に事実をもって明らかにいたしました。

第1に、今の原発技術は、本質的には未完成で危険なものであるということがあります。原子力炉は、莫大な放射性物質を内部に抱えているが、どんな事態が

行っても、それを内部に閉じ込めておく絶対かつ完全な技術は存在していないことが明らかになりました。冷却水がなくなると、炉心が溶け、コントロール不能となり、大災厄をもたらすという、軽水炉の持つ構造上の本質的欠陥が証明されました。

放射性廃棄物の処理方法が全く確立していないため、全国原発に莫大な量の使用済み核燃料が蓄積されていることの危険も明らかとなりました。

第2に、こうした危険を持つものを世界有数の地震国であり、世界1、2の津波国である日本に集中立地することは、とりわけ危険きわまりないものであります。日本列島のどこにも、大地震と大津波の危険性のない安全な土地と呼べる場所は存在しないのであります。

第3に、歴代政府が日本の原発では重大事故は起こらないとする安全神話にしがみつき、繰り返しの警告をも無視して安全対策をとらなかつたことが、どういふ深刻な結果をもたらすかが明瞭となりました。

日本共産党は、このことを一貫して主張し続け、全国各地で地域住民と一体となって原発阻止の反対運動を展開し、近くでは芦浜、大白浜への原発立地を阻止した経験を持っています。三重県鈴木知事は、原発立地に議論の余地はないとは言っていますが、しかし、政府も中部電力も脱原発の立場をとらず原発推進の方針を持ち続け、芦浜や大白浜への原発立地の火種は残ったままになっていると見なければなりません。

そこで、市長は原発に対してどういふお考えを持っておられるのかお聞きをして1回目の質問を終わります。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、生活保護制度の有期制導入についてであります。

このことは、昨年10月に指定都市市長会が国に対して行った社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案の一部と理解しております。長引く不況の中、とりわけ一昨年のリーマンショックに端を発した急激な景気の後退により、全国では生活保護受給者数が200万人を超える状況にあります。本市においても、経済が低迷し、少子・高齢化が進行する中、職を失う中高年世代の増加、生産年齢層にある扶養義務者の市外転出等、保護状態に陥る不安をうちに抱えた世帯は高齢者世帯ではもちろんのこと、そうでない世帯においても潜在的に多く存在している状況であります。

こういった中、相談件数は年々増加の傾向にあるものの、被保護者数は、平成20年度以降210名前後で推移しております。

今後も引き続き、稼働年齢層に対し、ハローワーク等、関係機関との連携を密にし、自立に向けた適切な就労支援を行い、増加傾向を少しでも抑制できればと考えております。

生活保護制度は国の制度であり、厚生労働省において社会保障審議会生活保護基準部会を設置し、協議が重ねられているところですので、この協議の動向を見きわめていきたいと思っております。

次に、生活保護受給者に対する医療費の一部自己負担導入についてであります。

本市の被保護世帯において高齢者・障害者世帯が増加している傾向が見られ、16歳から65歳までの働くことができる人のいる世帯、いわゆる稼働世帯は年々減少しています。世帯人員の年齢構成においても、65歳以上が多くなり、高齢者世帯が占める割合が60%前後となっております。また、保護開始理由についても、傷病によるものが65%前後で推移しており、働くことのできない人に対する最低生活の保障という面での理由が高くなってきているのが現状であります。

こういった中、被保護者の受診に当たっては、その人それぞれの傷病の状況をきちんと把握し、利用券を発行しておりますが、高齢化が進む中、医療扶助費の占める割合についても、生活保護費全体の約60%と、年々増加の傾向にあります。今後も引き続き、初期受診を促し、重症化を防ぎ、少しでも早く健康を回復することによって医療費を抑制していきたいと考えております。一部自己負担の導入については、医療制度と生活保護制度が複雑に絡み合っており、現在厚生労働省において検討が重ねられているところですので、その動向を見きわめていきたいと思っております。

次に、福祉医療費助成につきましては、現在、障害者医療費ひとり親家庭等医療費、乳幼児医療費の助成制度を実施しているところですが、本市における乳幼児医療費の助成について、従前から4歳未満の乳幼児を対象に行ってききましたが、平成18年9月より入院のみ義務教育就学前児童までに、さらに平成20年9月より通院についても入院と同様に義務教育就学前児童まで対象を拡大するなど、県制度に沿って取り組んでまいりました。

議員ご指摘のとおり、三重県下でも市町独自の制度として対象年齢を拡大するなど、上乘せ助成を実施している市町も多く、従前より県制度として対象年齢の

拡大を望む声も多くあります。

このような状況から、現在、県においては来年度中に乳幼児医療費助成の対象年齢を入院・通院とも、小学校修了まで拡大する方針で、全市町での実施に向け調整を行っている段階と聞いております。本市としましても、乳幼児医療費助成については、次世代育成支援の子育て支援策全体の中で検討を行っているところであり、議員ご質問の実施時期については、来年度の県制度拡充時期に合わせ、本市としても前向きに対応したいと考えております。

次に、医療費窓口負担の無料化、いわゆる現物給付への変更についてであります。

福祉医療費の現物給付化につきましても、乳幼児医療費助成の対象拡大と同様に、三重県及び各市町で構成する福祉医療費制度改革検討会で協議中の案件であります。

福祉医療費制度は、受益と負担の公平性の確保、制度持続の可能性すべての市町で実施可能な制度内容とすることの3点を基本的な考えとして検討しており、その中で幾つかの課題も整理しなければなりません。例えば、受診者の利便性が高まる一方で、受診がふえることによる医療費の増に伴う助成費の増加や、国庫負担金等の減額措置などによる国民健康保険や被用者保険の医療保険財政への影響、また新たな制度へ移行する際的大幅なシステム変更、市町の財政的負担の増大といった課題を解消しなければなりません。

このような中で、現在福祉医療費制度改革検討会において、現物給付より対象者拡大が大切なのではないかと課題をまず検討をしているところであります。

我が国は石油などのエネルギー資源に乏しく、これまで電力供給の約3割を原子力発電に依存してきました。このことは、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策の面から選択されてきたものだと思っております。

日本全体における原子力発電のあり方は、エネルギー政策の根幹にかかわる問題であり、国民全体の生命、日常生活の安定、環境問題など、国の責任において判断すべきであると考えております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） ありがとうございます。

もう少し生活保護制度についてお聞きをしたいと思います。

厚労省は、最低賃金や年金よりも生活保護費用のほうが高いということを強調して、生活保護基準の見直しを求めているようであります。

しかし、それは本末転倒であって、低収入の原因である低過ぎる最低賃金の年金の引き上げこそすべきであって、生活保護制度の改革は本来貧困をなくす政策の大きな柱として位置づけるべきだというふうに私は考えております。

それはさておき、そこでお聞きをしますが、尾鷲市では、現在生活保護受給世帯はどれだけになっておりますか。世帯数で結構です。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 現在の生活保護受給世帯数は、8月31日現在で174世帯であります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） この174世帯の受給者、傾向としては、これからふえる傾向にあるというふうに思いますが、その174世帯の中で、現在就労を勧めている受給者はどれぐらいおりますか。就労を勧めている、なかったらなしで結構ですけど。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 174世帯のうち、勧めている世帯は現在10世帯あります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 9世帯だそうですが、174世帯のうち9世帯というと、そう多い世帯数ではないというふうに思います。この9世帯、就労を勧められて、就労をするような状況にありますか、どうですか、そこらあたりは。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 現在、ちょっと進んでいる状況なんですけど、この10世帯のうち、1世帯、非常に可能性があるふうに進んでおります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 1世帯でもあれば、生活保護から抜け出て就労して、頑張ってもらえればいいわけですから、まあ結構なことだというふうに思いますが、そういう状況のときに、先ほど私が主張しております保護制度に有期制が導入されたら、ある一定期間しか生活保護制度を適用しないということになるわけですから、どうしても、就労を強力に勧めるという方針が、そういう勧奨が強まるような気がしてならないわけですが、もしそういう就労勧奨が強く行われるような状況が出てくるということになると、生活保護受給者いじめが進んでくるのではないかとこのように考えるわけでありまして。そのことが一番私は心配をされる中身

だろうというふうに思います。

それでは、医療券について、ちょっとお聞きしたいと思いますが、現在、174世帯の受給者の中で、医療券を発行している世帯数はどれぐらいでございませうか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 今、議員さんのご質問は世帯ということなんですが、申しわけありません、ちょっと世帯では把握してないんですが、医療券を発行している受給者は約200名です。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 174世帯の中で200名の医療券を発行しているということですが、この200名というのは、発行数はふえる傾向にありますか、減る傾向にありますか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 本年の4月から8月までと、昨年の同時期を比較しますと、ふえておりまして、90件ほど増加しております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 生活保護受給者にとっては、医療費の無料は命綱だと言わなきゃならないと思います。そこに一部自己負担が導入されれば、当然受診控えが起きることは火を見るより明らかであります。ふえる傾向にあるわけですから、本来、一日でも早く病気の回復を目指して、健康を回復し、就労を果たす、生活保護から抜け出ることが大切なわけですから、医療費の一部自己負担の導入はそのことに逆行するというふうには言わねばなりません。したがって、有期制の導入や医療費一部自己負担の導入が行われるということは、大変なことになるというふうに考えられます。

市長の先ほどの答弁では、国の審議の状況を見ながらというふうに答弁をされましたが、もう少し積極的に、市長として国に対して反対の意見書を提出するよう要望いたしますが、いかがですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在の生活保護制度の中で、まず第一は就労支援をしていく、就労支援をしていくということがまず一つでありまして、もう一つは、早期受診を勧めて、早く健康になっていただく、この二つを柱に現在の生活保護の行政を進めていきたいなというふうに思っているところであります。

議員のおっしゃられた有期制の導入や医療費の一部自己負担導入に反対する声明の意見書を国へ提出しなさいということではありますが、現在、厚生労働省において協議が重ねられているところでもありますので、この協議の動向を見きわめていきたいとしか、今のところ答えようがないと思っておるところであります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） よくわかりました。国の審議の状況を見ながら、意見書を提出しなきゃならんというふうな気持ちになりましたら、ぜひともその手だてをとっていただけますようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、福祉医療費助成制度について、もう少しお聞きをいたします。

ここでは医療費助成制度の適用範囲と医療費窓口払いの二つについてお聞きをいたします。

先ほどの市長の答弁では、二つ目の現物支給のほうよりも、対象人員の拡大のほうが重要だと、そちらのほうに重きをというような答弁がございましたけど、まず適用範囲のことからお聞きをしたいと思います。

1 回目の質問のときも言いましたが、三重県としては、制度として入院・通院とも義務教育、就学前まで無料というふうになっております。先ほども市長はその線に沿って尾鷲市もそうなっているという答弁でございました。

そこでですが、29 市町の中で、住民の要求を受け入れて、三重県の制度に上乘せしている施策をとっている市町があるということですが、上乘せしている市町の数、わかっていますか。どれだけありますか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 現在のところ、入院の場合、10 月施行も含めまして 25 市町、通院が 17 市町、所得制限なしが 9 市町、入院時食事療養費助成が 8 市町でございます。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 大体私の持っている資料とよく似た数字になっておりますが、中日新聞でも、この間、7 月 1 日現在の数として、中日新聞で県社会福祉室によると、入院・通院については 29 市町のうち 17 市町、入院に限れば、25 市町が対象年齢を引き上げていると、こういうふうに報道されております。

いずれにしても、県の制度に上乘せしている市町は既に過半数を大きく超えています。尾鷲市は一步も二歩もおくれていることは、これで明らかです。三重県の適用範囲のままの 4 市町の中に尾鷲市も入っているわけでありまして。ですから、

近隣市町の中でも変な矛盾が起こっているわけでありまして。海山町の適用範囲はどこまでですか。紀北町。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 紀北町の適用範囲ということなんですが、入院のみ現在のところ小学校修了までと聞いております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 紀北町では、小学校卒業まで入院無料ということをお課長のほうからお答えいただきましたが、聞くところによりますと、紀北町と尾鷲市の小学生が同じ病院に入院して、たまたま同室になったと。そうするとどうなりますか、尾鷲の子は義務教育就学前までは無料ということなので、医療費は有料となります。紀北町の子は紀北町の子は小学校卒業まで無料ということなので、医療費は海山町の子の医療費は無料ということになります。尾鷲市の子供は有料で、海山町の子供は無料です。同室で治療を受けているわけでありまして。こんなことでは、市長、市長の立場はないんじゃないですか。どうですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、前回の北村議員の質問のときも答えさせていただきましたが、適用範囲を上げるということが、例えば、次世代育成支援計画というのがあります、そういった中で、子育て支援をしていくわけですが、子育て支援をしていくのに、果たして医療の、福祉医療費助成制度の年齢を上げることが一番大事なのかどうかという話は、今議論をしているところでありまして、果たしてそれが一番大事なのかということを見ると、そうじゃなしに、やはり子育て支援政策全体の中で考えていくべきではないかなというふうに思っているところであります。

たまたまそういった同じ病院で入院して、尾鷲市の助成がないということではありますが、しかし、私は子育て支援全体の中で、何が大切なのか、何が一番大事なのか、そういったことをこれからも考えていきたいなというふうに思っているところであります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 子育て支援全体の中で何が大事なのかということをお考えで対応していきたいという市長の答弁なんですが、しかし、現実的に尾鷲の子供の医療費と、紀北町の子供の利用費が明らかに差があるんですね。命には差がないはずなんですが、医療費はそういうふうに無料と有料、しかも広域連合を組むとい

う近隣の市町とそういう差があつていいものなのか。できれば、そういう差はないほうが私はベターだというふうに思います。言えば、一步も二歩もおくれて、後追いを尾鷲市がしているんじゃないかというふうな気がしてなりません。

既にもう先ほどから何遍も言っていますが、29市町のうち、過半数を超える25市町、ここでもう県の上乗せを施策として拡大しているわけですから、尾鷲市はこれまで紀北町に一步先んじられて、先んじられてと言ったら語弊かありますけれども、どちらかというとおくれをとっているわけですから、もちろん、先ほど市長が来年度の県の施策に合わせて、尾鷲市も実施をしたいというふうにおっしゃられましたけれども、来年を待たずに、いま一步、先んじて、思い切って海山の入院だけというふうに言わずに、通院も含めて小学校卒業まで無料というぐらいの決断をすべきじゃないかというふうに思うんですが、来年の9月までにはなるということではなしに、少しでも早く施策を実施に移せるような市長の決断を求めたいというふうに思うんですが、市長、どうですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 北村議員のご提案につきましては、現在、県において県制度としての拡充が予定されていますので、本市としましては、県制度の拡充時期に合わせて前向きに実施したいと考えております。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） じゃあ、この件については最後にしますが、紀北町と尾鷲市のそういう差別されている子供たちについては、そのまま放置していいと、しょうがないというお考えですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 紀北町と尾鷲市では、いろいろ制度的に、もちろん違いがあります。だから、この面では紀北町は一步先へ出て拡充をしておりますけれども、他のサービスでは尾鷲市も紀北町に負けていないサービスもあります。だから、すべてのサービスが同じということじゃなしに、尾鷲市として子育て支援として何が大事なのか、紀北町として子育て支援が何が大事なのか、そういった選択の中で施策が選ばれていくというふうに私は理解しているところであります。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 市長の言うことも理解できないことはないんですが、現に支払い、医療費の支払いは尾鷲市の子供は医療費を支払いをしなきゃならんわけです。だから、そういう点では、少なくとも入院については小学校卒業まで、そ

んなに大きな額じゃないと思うんですね。だから、思い切って子育て全般の中で考えるという意味はわかりますけれども、少なくとも現にそういう差別があらわれているわけですから、それを是正するというためにも、思い切って決断をしていただくことをもう一度だけ質問をして、次へ移りたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲としましては、県の制度に合わせたいということではありますが、いま一度、検討はさせていただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） これ以上言っても堂々めぐりになるというふうに思いますので、残念です、非常に残念ですが、この問題はこの辺で打ち切らせていただきますが、しかし、念を押しておきますが、同室になった子供の保護者が疑義に感じていることは間違いのないと思います。その点だけ、心しておいていただきたいというふうに思います。

次に、窓口での償還払いを現物支給に変更する問題ですが、これもなかなか難しい問題やというふうに思いますけれども、前回の私の質問に対して、担当課長が現在三重県を中心に29市町の福祉医療担当課長で福祉医療費の助成制度改革検討会、この中で議論をされておりまして、利用者の、受給者がふえることが懸念されており、この辺が議論の一番の中心的になっておりますというふうに答弁をされておりました。

じゃあ、その後、助成制度改革検討会の現物支給の議論が進んでいるのか、進んでいないのか、その点、いかがですか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 私、この4月から福祉課長を担当することになったんですが、それ以降、この会議が一度、それから担当者会議が一度行われておりますが、その席では、この問題は提案といいますか、検討はされておられません。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） それ以後、この検討会議での議論は進んでいないというふうに考えます。償還払いを現物支給に変えるのは、そんなに難しいんかと思うんです。29市町のどこかが思い切って先鞭を切って実行しなければ、いつまでたっても変更できんのと違いますか。ペナルティーへのこだわりを捨てて、医療費の増加も考えているほどではないと思うんです。その上、担当課の業務量も大幅に削減できるのですから、こんないいことはないと思うんですが、しかも、三重県

だけどうして変更できないか、理解に苦しむところであります。

29市町の申し合わせにこだわらずに、まず尾鷲から現物支給制度にするように、県の検討会議へ提案すべきじゃないですか。そのつもりはありませんか。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 今回の対象拡大に合わせまして、その業務の対応ということもいろいろ検討なされている中で、そういうことも考えられると思うんですが、今、その現物支給というよりも、障害とか、いわゆる対象拡大に重きの検討がなされております。この今、改革検討会におきましては、今問題にさせていただきます小学校就学前までの実施時期、それからそれに対応する方策、その辺が集中的に議論されておりますので、今のところ現物支給というようなことにはまだちょっと至っておりませんので、ただ、議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、私どもとしましても、この検討会において実施によるメリット、それから課題というのが議論されております。実施について、また慎重な検討を行っていきたいと思っています。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1番（北村道生議員） 対象者拡大に重きを置く、それはそれで結構だというふうに思いますし、僕も大事なことだというふうに思いますが、しかし、現物支給に変更することによって、そんなにデメリットがあるのかということがどうしても理解できません。デメリットがあるなら、この東海4県の三重県だけ残るはずはない。三重県だけになっているということ自身に、そこのところにデメリットは少ないんじゃないかというふうな理解をせざるを得んわけです。

だから、思い切って、尾鷲市独自で現物支給にするという勇気は市長、ないですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 前の質問のときにもお答えさせていただいたんですが、この福祉医療制度そのものは、やはり3点ぐらい基本的な考え方があると、一つは受益と負担の公平性の確保だと、それから制度が持続していく、その制度持続の可能性、これが2点目であります。それからもう1点は、やはりすべての市町で実施可能な制度内容とする、この3点が基本的な考え方ではないかなというふうに思っております。現物支給は、愛知県とか、そういった東海では既に進んでいると聞いておりますが、しかし、例えば移行するには大幅なシステム変更等が考えられます。単独市町で対応できるものではないというような理解をしておりますの

で、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 北村議員。

1 番（北村道生議員） 対象拡大も現物支給も、なかなかガードがかたくて、私の質問では、そのガードを破ることができませんでした。極めて残念でなりません。

それで、最後の問題に移りたいと思います。

最後に、原発問題ですが、市長の先ほどの原発に対する考えは、はっきりと原発に反対という態度表明には受け取れませんでした。原発事故によって、一たび大量の放射性物質が外部に放出されれば、もはやそれを抑える手段が存在をせず、被害が空間的にどこまでも広がる危険があります。時間的にも、将来的にわたって危険を及ぼす可能性があり、地域社会全体の存続そのものを危うくする危険性を持つものであることは明らかになったわけであります。

市長は、尾鷲市民の命と暮らしを守る最高責任者です。その立場に立って、近隣の市長や町長のように、はっきりと原発立地反対の態度を表明すべきではないですか。最後に答弁を求めて、私の質問を終わります。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 東日本大震災による福島第一原発の事故を受けまして、原子力発電の安全性に対する信頼は大きく揺らいだところであります。

国のエネルギー政策については、今回の事故を教訓として考え得るすべての対策を講じて万全を期すことが必要であると考えております。原子力発電の立地については、このような状況を踏まえ、安全性が確保されない以上、意見を申し上げる状況にないと思っておりますが、現段階におきましては、鈴木三重県知事のお考えと同様、議論の余地はないと考えております。

議長（中垣克朗議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午後 1時52分〕

〔再開 午後 2時00分〕

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、16番、真井紀夫議員。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） それでは、一般質問を行います。

私は、市民の皆さんから負託を受けて、20数年間、尾鷲市の議員として市政に参加してまいりましたが、ここ最近の教育委員会が関係する問題に限って見ても、この先、尾鷲市はどうなっていくのか、強い危機感を覚えます。

尾鷲中の教師と生徒の喫煙事件、尾鷲小・尾鷲幼稚園の改築耐震工事の設計不良ミス、元須賀利地区の文化財指定申請に係る教育委員会の暴走といった異常な事態が続発しています。モラルの欠如というか、常識のなさというか、市民の皆さんもあきれ果てているのではないのでしょうか。

尾鷲中の先生が生徒にたばこを与えて一緒に吸っていた事件が明らかになって、尾鷲市の幼稚園、小・中学校の全校が敷地内全域での教師、外来者の禁煙を決定しました。

しかし、その指導的立場にある教育委員会内では、それほど厳しくなく、これまでどおりのようです。自分たちに甘く、他者にからい、自己中心の人たちが尾鷲市の教育行政のトップにあるというのは、いかなるものでありましょか。万事このような体質で処理されてきたことのつけが飛び火をしているように思えてなりません。

教育長、教育委員長自身の危機感・緊張感の脱落が大きく反映しているのではないのでしょうか。

以上については、平山教育委員長の見解をお尋ねをしたいと思います。

次に、その延長線上で起こったのが、今回の学校耐震工事の設計ミスと追加工事費の問題だと思います。

設計図面等の納品契約をことしの2月3日としていたのを、教育委員会の追加注文が遅くなって、年度末ぎりぎりの3月31日を納品期限として契約が変更されています。

結果として、時間に終われ、軽率な判断で仕事を進め、ミスの上にミスを重ねた第一の原因は、安易で自己本位な市教育委員会の体質が根本的な問題だと聞きますが、そのほかにも慎重さを欠いた要因がどこにあるのかどうか、ガラス張りにしてもらいたいと思います。反省すべきことを検証していますか。

工事期間に影響するからと、設計図面等の検査も、入札業務等の検討も相談も、十分しないまま、工事を発注してしまい、その3カ月後の今回、市長、教育長、市役所幹部や委託業者の設計会社代表取締役等、関係者一同が謝罪また謝罪と、議会質疑の途中から異様な場面が展開されました。

そして、委託業者の設計ミスについて、代表取締役は完全に我が社の責任ですとして、賠償など、市から申し入れがあれば、基本的に従いますと言っているのに、市長はすべては市の責任であり、業者に責任を問えないとかたくなに業者を守ろうとしています。

設計ミスで4,600万円の追加はやむを得ないと思っているようですが、すべて市の責任であるとは不可解なことだと思います。だれだって、どこかおかしい話だなと首をひねるはずです。

ミスをした者に責任はなく、そのミスを見破れなかったものにすべて責任があるというのですから、市長の常識も疑わざるを得ません。

市民は何と言っているかご存じですか。中には、岩田市長は業者にやましいことを握られているのではないかといった疑惑を抱く人さえいるのです。

以上、岩田市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、元須賀利の文化財申請についても、教育委員会は自分勝手につくったスケジュールで進めました。市民も議会も無視して、平気な顔の畑中教育長、傍若無人を辞書で引きますと、人前はばかり勝手気ままに振る舞うこととあります。まさにこの言葉がぴったりなのが尾鷲市の教育行政だと思います。許されるべきではありません。

私は、最初から市民によく説明して、議会の審議と承認を得て進めるべきだと指摘してきましたが、教育委員会は一部地権者と須賀利区の同意があれば勝手にできると決めています。

大半の土地山林が市民の財産ですが、問答無用とばかりに、その市民の財産である市有の土地山林約12万坪を文化庁へ持ち出して、文化財指定の手続を急いだのであります。

6月定例会で市長や教育長と議論した私の一般質問をよく承知している教育委員会は、その本会議場での議論も答弁も無視して、平気で暴走を行った。結果として、私も議会もなめられたものだと思います。7月、8月の議会の場で、繰り返し強く抗議をしましたが、畑中教育長はよくわからない釈明と、予定どおりに進めたというだけで、明確な答弁をしていません。

改めて畑中教育長にお尋ねします。7月20日に県教育委員会を通じて、文化庁に元須賀利地区を文化財にしてほしいと申請したそうですが、市民に十分な説明もしないまま、賛否も問わず、議会の審議も省略して、尾鷲市の公有財産、市民の財産をあなた方の思うままに処理するのは、社会常識、一般常識として正しい行為だと思っているのですか。

道徳・道義・倫理は大切にしなければなりません。ましてや教育行政の上に立つ者として、教育長の善悪の判断はゆるがせにはできません。

以上、畑中教育長の明確なる答弁を求めますが、先に平山教育委員長、続いて

畑中教育長、その後、引き続いて学校耐震工事、追加工事費について岩田市長にご答弁をお願いします。

議長（中垣克朗議員） 教育委員長。

教育委員長（平山豊君） それでは、3点にわたって私の考えを述べさせていただきたいと思います。

1点、この元須賀利文化財申請問題についてなんですが、文化財の保護は時の経済状況の課題に優先して取り組むものであると思います。

海跡湖は先人が文化財を残してくれたように、私たちも残していかなければならないと思います。

なお、尾鷲市の経済の活性化はこのことを前提にして、それぞれの部署で知恵を出し、積極的な働きや行動をすることによって活路が開けると思っております。

二つ目の、教師と生徒のたばこ事件についてなんですが、尾鷲中学校は一丸となって学校目標に取り組んでいる中で起こった事件であります。教師集団の組織のあり方、とりわけ教師間のコミュニケーションによるチーム力、組織力が重要で、特に新任教員は徹底した指導が必要であったと思います。

例えば、教師間の信頼関係であれば、教員全体の取り組みによって問題行動が小さいうちに解決ができ、大きな事件が起こらなかったと思います。また、新任教員のための研修は重要で、教育に対する自信ができて、積極的に教育に取り組めたと思います。

三つ目なんですが、学校敷地内禁煙に関しては、学校は生徒の生活空間であることを踏まえ、生徒の禁煙指導を徹底するためのものだと思います。

四つ目、関連してなんですが、教育委員会の体質は他者に厳しく、自分に優しいのご指摘ですが、そう思われぬように、教育委員会の立場から誠心誠意尾鷲の教育に取り組んでいきます。特に、6月議会で真井議員のご質問にあった人口減と子供、若者の対応については、大きな課題であります。引き続き努力していく所存でございます。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 須賀利大池及び小池の国指定の天然記念物への申請につきましては、文化財の保存活用等を行うために設置している尾鷲市文化財調査委員会を中心となって、長年にわたり現況確認と調査を行い、また保護活動をしてまいりました。しかしながら、平成20年の調査の段階で、同地区の自然環境の悪化

が急激に進んでいることが改めて判明しました。教育委員会では、太古からの地殻変動や津波の痕跡を今日まで残している海跡湖の保全や絶滅が危惧されているハマナツメなどを保護し、後世にきちんと受け継いでいくことは、尾鷲市民及び日本国民の利益に大きくつながるものだと考えております。

このことから、国レベルでの自然環境保護が重要と考え、国による天然記念物指定を得たいと考えました。

この手続に当たり、須賀利地区の総会において説明し、さらに2回の勉強会並びに説明会を行い、また議会においては、2月より報告及び説明をまいりました。その後、地権者すべての同意を得ることができましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条教育委員会の職務権限第1項第14条文化財保護に関することに基づき、教育委員会が意思決定し、7月に文化財保護法第189条に基づき意見具申を行いました。

法に基づいて申請しましたのでご理解いただきたいと思っております。

また、市民に対しましては、3月、4月と勉強会並びに説明会を2回開催し、さらにご理解をいただくために、須賀利大池地区の自然保護を訴えたパネル展「大池・小池の保護」を尾鷲市立中央公民館や三重県立熊野古道センターなど、10カ所にて開催してまいりました。そのパネル展の実施に合わせて、天然記念物指定を問うアンケートを実施した結果、天然記念物の指定について、約8割の方が賛成としており、また須賀利大池地区の自然を後世に残すべきとのご意見をたくさんいただきました。

先ほども申し上げましたが、同地区の貴重な自然を保護し、後世にきちんと受け継いでいくことが市民及び日本国民の利益に大きくつながるものだと考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 最後の責任問題についてであります。責任問題につきましても、本市が成果物の内容検査を行い、その中で間違いを発見すべきでありましたが、十分なチェックが欠けておりましたので、数量と図面の食い違いを見落としのまま完成認定を行ったということ、それから、入札時の判断ミスをしてしまったということで、契約書を精査しましても、設計業者に対して損害賠償の請求はできないというふうに思っております。

ということですから、業者に責任を問えないものと考えております。

ちなみに、真井議員はご丁寧に市民のうわさをご紹介いただきましたけど、私は決して業者に一つもやましいことはありません。

議長（中垣克朗議員） 16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 順序がちょっといぐちぐになりますけども、先に、市長のほうへお尋ねをしたいと思います。

チェックが甘かった、確認がよくできなかつた、こういうような答弁かと思うんですけども、この設計業者との契約が2月3日に成果品をいただくと。それから検査をして、そして入札業務等、いろんな仕事はその後に控えておつたと、このように理解をしておるんですけども、それが急遽、1月の段階で3月末日までと。ほとんど検査をする日にちがないような形での変更契約をしておりますね。これはどういう事情でしたんですか。やはり教育委員会のほうから追加の件がおくれたと、そういう単純なことだけで、3月末日までとしたんですか。本来ならば、この契約書の中の31条にありますけども、通知を受けた日から14日以内に業者に対して意見があったら言うということですから。少なくとも、3月中ごろまでに変更するにしても、中ごろまでに成果品を受け取らんと、この31条のように実行できないんですけども。なぜ、3月の半ばごろまでと、14日か15日か16日か、要するに14日を確保しての契約とならなかつたんですか。その辺、もう一度お尋ねします。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 設計変更の経緯等は、教育委員会サイドから説明してもらったほうが良いと思いますので、説明させますけど、一般論として、14日以内に検査するという事なんですね。だから、1日でも検査ですし、14日以内にやりなさいということなんです。それだけ申し添えます。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） では、今回の経緯についてご説明させていただきます。

今回の契約変更につきましては、教育委員会事務局におきましても、責任を十分自覚しております。まことに申しわけございませんでした。

まず、実施設計の契約変更につきましては、尾鷲小学校、尾鷲幼稚園の鉄筋コンクリート校舎東棟・西棟の改修部分につきまして、設計業者が詳細に内部調査を行ったところ、築36年経過しており、老朽化が著しく、当初想定していたよりも改修計画策定に日数がかかることが判明いたしました。また、実施設計に当

たり、地域と児童が共同した学校づくりを目指し、子供ワークショップを開催いたしました。その中での提案を精査・反映するためにも、日数がかかることが判明いたしました。

以上の理由により設計工事を延長いたしました。追加工事につきましては、工事に必要な要素について協議・確認が不十分なもの、追加工事として学校の強い要望により、教育委員会事務局と検討し、追加したものと及び設計段階で想定していなかったが、施工に当たり危険と判断し、より安全性を期すための工事によって追加したものであります。

学校は子供たちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場でありますので、今後も安全で安心な学校づくりに取り組んでまいります。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 真井議員の工期延長をなぜ年度末ぎりぎりにまでしたかということなんですけども、既存校舎の詳細調査、あるいは先ほど教育長から発言がありましたように、ワークショップ等々の実施などに不測の日数を要しました。このことで年度内での完成も厳しい状況というふうなことでありましたが、補助事業でもあり、年度内の完成検査が必須であるため、成果物の完成までに委託業者と順次でき上がり図書の精査・確認を行うことといたしております。

成果物の受理日には完成されたものとして、受理できる状況をつくりまして、また完成検査日には、契約書に記載されました成果物が整理され、発注者の趣旨が反映された成果物となっているか、主要項目に誤りがないかの確認など、検査が実施できる業務の円滑化を前提に、工期を3月31日といたしました。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） それであるならば、一応追加も含めて、それなりに時間をとって設計業務もやってもらったと。そうであるのに、不良な部分が設計にあったというふうに言えるんかと、こう思うんですけども、それならそれで、ミスをした設計業者に対しても、本来なら市長のほうから損害賠償という言葉はきついですけど、それなりの責任を持ってもらおうと、こういうことになると思うんですけど、それがなぜできないんですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これが判明した時点で、私は設計業者を呼びまして、十分注意はさせていただきます。しかし、先ほどもずっと言わせていただいております

ように、契約上、業者に責任を問えないということでもありますので、その分、よい学校をつくるために最善の努力をしてくださという申し入れを強くしました。そういった中で、設計業者は、例えば常駐の駐在員の増加とか、あるいは代表取締役の1週間に一度の来訪とか、そういったことを約束をしていただいております。これからも、設計業者に対して、子供たちに喜んでいただけるような学校をつくるために十分協議はしていきたいと思っていますところであります。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） 私も、設計業者に一言、質を落とさないようにと。質のよい建物をしてもらわんといかんよということは、お願いをいたしましたけども、それはそれとして、請求できないと、問えないと、契約上と、こうおっしゃいますけども、それおかしいと違いますか。あなたが契約したんでしょう、設計業者と。ちゃんとそのように設計の、契約の内容はそうなってるんでしょう。なのに、それがなぜ問えないんですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員も契約書は読んでいただいたとっておりますので、その中で、設計の誤りを見つけて修補させるということは、当然、これが原則でありまして、それがされないで完成認定をした場合については、請求はできないというふうにちゃんと書いてあります。真井議員が請求ができるというのであれば、どういう条項でもって、契約書のどの条項でもって請求ができるんかということを示していただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） それでは読ませていただきます。瑕疵担保第40条、成果物に瑕疵があるときは、その業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補にかえて、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。その期間は、請求は引き渡しを受けた日から、ですから3月29日に引き渡しを受けたんですね、29日から3年以内に行わなければならない、はっきり書いてあるじゃないですか。あなたが契約したんでしょう、これ。ここに書いてあることはうそですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 同じ項目の瑕疵担保のところの、3項に、甲は成果物の引き渡しの際に、瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ当該瑕疵の修補または損害賠償の請求をすることは

できないと書いてあります。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） そのとおりですよ。ですけども、それを知らずに検査をして、結構ですと成果物を受け取ったんでしょ。よう見破らなかつたんでしょ、ミス、相手の、そのときは。後になって気がついたんでしょ。そうじゃないんですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そうだと、ずっと私が言っているとおりであります。ようミスを発見できなかった。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） そうであるならば、3年以内に、3年間の中です、3年を超えたらできんのかどうか、これもまた問題がありますけども、このことについては、設計業者に要求できると書いてあるじゃないですか。私は100%せえと言うんじゃないですよ、お互いに過失があった、過ちがあったというんなら、それはお互い様やで、それなりに話し合いをせないかんと思いますけど、全く問えないという市長の答弁は納得できません。それ、どういうことなんか、はっきりしてもらいたいと思いますよ。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 先ほども、第3項というところで市長が読み上げていただきましたけども、第1項の規定にかかわらずという条項がかかっておりまして、1項、おっしゃるのは真井議員のおっしゃるとおりで、さらに、尾鷲市の場合は、それを見過ごして完成認定ということまで行っておりますので、完成認定以降につきましては、その責任までかぶってこないということでございます。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） よくわからんです。副市長、あんたが出てくると、余計わからんようになってくる、はっきり言うて。

というのは、3項には、それを承知で、ミス、きずものであることを承知で受け取ったら、これは受け取ったほう側にも罪があると。だから、初めに書いてあることはそのままには実行できないということを書いてあるんだろうと思うんですけど、そのときはよう見破らなかつたんでしょ、ミスがあったというのを。後になって気がついた。受け取ってからね。そういうことでしょう。

ミスを犯した人は何も責任がない、ミスを見破れなかつたほうが責任がある、

そんな一方的な話ありますか。この瑕疵担保ですか、この40条、これをしっかりと読んどるはずですから、あなた方は。だから、僕はほかに何か事情があるのかなと、僕はそれで、何かほかに事情ありますかって、何遍か問いました。しかし、別に事情はないというようなことやったと思うんですけども、あなた方は、この40条を曲解しとらへんですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 完成認定書というものの意味合いを考えますと、それほど完成認定書というものは大きなものであります。だから、その時点で、成果物が提供された時点で、チェックをし、そのミスに気がつかなかって、完成認定書を出してしまったということは、それほど完成認定書の持つ意味合いが大きいものでありますので、40条の瑕疵担保の3項が規定されているということであります。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） そんな理屈は僕は通らんとしますよ。これはいつまでもやとつたら時間がどんどん減っていくばかりでね、私、いつまでもできんと、こう思うんですけども、この40条について、はっきりと尾鷲市は相手方に請求できると、それも3年間の期限で。もし向こうが故意にそういうミスをやとつたら、10年間は構わないと書いてあるんですね。10年間請求できると、8年後、9年後でもできると、こう書いてあるんですね。僕は、市役所の人たちは、こういう契約については人一番詳しいと思うんですけども、それを市長は聞えないと、こういうことについては、私はあなたの常識を聞きたいと、こういうふうに申し上げたんですけども、このことについて、もし市長、あなたの解釈が合つとるといふのであれば、また後ほどしっかりと説明を聞きたいと、このように思いますが、今何か言うことありますか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これは私だけの見解じゃありません。職員も寄って、みんなが寄って出した見解であります。私の常識がおかしいといふのであれば、その常識をきちんと覆していただきたいと思ひます。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） 私は、この契約書に書いてある、この取り決めですね、特にこの40条、このことにははっきりとそのように3年以内であれば請求できると、はっきりと書いてあるということだけ申し上げておきたいと、このように思ひます。

それで、続いて教育委員会のほうの教育長、教育委員長のほうに申し上げたいんですけども、要するに文化財に申請するんだから、一部の地権者、一部の方々の同意をとってあるから、その大半を占める尾鷲市の市有の土地、山林ですね、それは市民の財産ですね、そういう方々の同意や、それから議会のほうの承認、そういうものは全く必要ないんだと、初めからそう決めてますね、教育委員会は。今後の予定のスケジュールというところで、一部の地権者と須賀利区から同意をとったら、それでこの予定表はどんどん進めるんだと書いてあるんですけど、全く、尾鷲市民も、それから議会も、一つも書いてないですね、あなた方は。それがあなた方の常識ですか。私は、7月の下旬まで、法律のことは余り勉強していませんでしたから、その辺の、現在の社会常識で皆さんに問うておったんですけども、平気であなた方は、そう決めてやっておったと。こういうことなんですけども、それでよろしいんですか。

私は、それからもう一つ言わせてもらいましょう。6月の本会議で私と市長と、それから教育長も、一部入ったんですけども、やりとりがありました、このことについて。そのときに、要約して言いますと、須賀利の文化財問題について市長と私は今議論したと、説明をしたからと言うが、報告だけで、議会のほうはですよ、審議をしていないと。議決もしていないと、こういうふうに申し上げたら、市長は須賀利の意見を尊重すると、議会に対しては委員会にも諮っていきたいと。それから、申請時には常任委員会に報告もさせてもらおうと。審議対象とは思われないが、委員会の意見をお聞きしたいと、答弁しておるんですね。

ところが現実には違ったんですね。もう既に申請してしまってから、報告という形で教育長が来たんですね、7月20日に申請して、それで、翌日、7月21日に報告ということで来たんですね。このときの、6月の本会議のときには、教育委員会も本会議に同席していた。本会議の議論すら教育委員会は無視ですか。一緒にこうやっておったんですよ。市長はそのように答弁したんです。それで、委員会に反省を私は求めたいと思います。

教育者として、間違ったときにはどうするか。お手本を示してもらいたいと思います。だから、私は言うんですよ、本会議の場でのやりとり、あんたなんか何も、気にもかけてなかったのかなと、こう思うんですけど、委員長と教育長のご答弁をお願いします。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） この件に関しましては、私どもは、報告義務はありまして、

議会の議決は必要ないものと、当初判断しておりまして、その旨、進めさせていただきまして、まず私どもとしましては、この須賀利の自然を守るという、保護するという念頭に置いて、いろいろ考えてきましたので。

それでまた、前回のときに、この件に関して議会の議決は要らないという議長の判断、見解をもいただいておりますので、私どもとしては間違いなく、関係範囲の法律に従って進めたと思っております。

議長（中垣克朗議員） 教育委員長。

教育委員長（平山豊君） 私自身も、やはりこの文化財の保護というのは、いけばかなりの分野で優先順の高い案件だと思っております。したがって、海跡湖というこの天然記念物等が存在する、これがやはりどうしても守っていかなければならないことだと思っております。

したがって、教育委員会の使命として、文化財保護、これを着々と進めていったと、そういうふうを考えております。議会のほうの、議会に諮るというよりも同意、いろいろ報告、これは当然しなくてはならないと思いますが、議決はあえて必要ないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 真井議員、ちょっとお尋ねしますが、あなたおっしゃっているのは、地方自治法96条1項の7号と10号についてですか。議会に相談がなかったということは。

真井議員。

16番（真井紀夫議員） 教育委員長と教育長に申し上げますけどね、あなた方は自然を守るんだから、だから法に背いていない、いいんだ、いいんだと、こう言いますけどね、あそこは市有林も結構あるんです、土地もある、池もある、これは市民の財産なんです。その財産をあなた方はいいことするんだからと、こういう気なんかわからないけども、そんな勝手なことやっていいんですか。

それで、市長ですら、この6月議会のときに、委員会にお諮りします。申請時には報告いたしますと、そんなようなことをこの6月議会、議会の本会議の中で発言しとんですよ、ちゃんと議事録に書いてあるんですよ。議事録に。それをあなた方はあれですか。もう自分らで勝手放題に、この議会で何が話し合われようと、どんな意見が出ようと、一向に構わないと、自分たちのスケジュールを進めるだけやと、それぐらいあなた方はえらい人なんですか。

それでもう一つ言えるのは、私は、犯罪行為みたいなことをするなと言うて、いろいろちょっと物議を醸しましたけども、人の物に手をつけるときに了解もと

らんと、おれたちはいいんだと、そんな理屈はありますか。私は教育者としてあなた方はどうかと思いますよ、もう一遍お答えください。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 議員のおっしゃるような行為は私は一切、人の物に黙って手をかけるとか、そういうようなことは一切しておりません。ただ、自然保護のために、文化財に指定していただくために、法に基づいて私はさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 教育委員長。

教育委員長（平山豊君） 私の最も言いたいのは、やはり文化財保護というのは、大変我々人類としても、大変重要なことだと思います。例えば、学校を建てるときでさえ、地下に埋蔵物があれば、もう突如中止をして、そして調査をして、していく世の常があると思います。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） 私はお二人の常識を疑いますわ。ということは、いいことをするんだから、自分のものやないけども、勝手にできるんだと、そう言わんばかりでしょう。こんないいことをするんだ、あんないいことをするんだと。いいことをしようと、何をしようと、やはりそこには道を踏まないかんと思いますよ。

それで、私は地方自治法のことについては、極力置いて、我々の社会常識、一般常識でそういうことをしてえんかということで、教育者としての見解を聞きたいと思いましたが、あなた方は教育者としての見解だと思っただけですかね、それはね。自然を守るんだからいいんだと。大事な財産をどうしようと、こうしようと、それはそれで許されるんだと、このようなふうには聞かえないんですけどね。

それで、これは地方自治法の96条に、7号に信託ということがある。それから、10号に権利の放棄ということがありますが、それらに少し私が調べてきたことに今からコメントいただきたいと思います。

地方自治法第96条に定める財産の信託の意味及び内容について、信託には公益信託と私益信託に大別できる。私益というのは一般的な信託関係とも言うんですけども、信託関係として、公益信託のほか、商事信託、国際信託及び知財信託等の信託関係もあると。公益信託とは、主務官庁の許可を得て公益の実現を目的

とする信託関係であると、例えば、学術、まさに今回の文化財ですね、それから
芸芸、技術・芸能でしょうかね、この芸芸というのは、それから慈善、慈善活動
の慈善やと思うんですが、等に関係するものが主流であると、こうあります。

それで、公益信託というのは、一般的には私益信託と比較した場合に、公益信
託の特徴は、信託目的となり得るものが公益目的達成のためとして限定されてい
ることに加え、主務官庁の許可を得て初めて信託関係が成立することでありと、
こうあります。要するに、これが今、文化庁がやっておることが、文化庁がこれ
を許可すると、文化財として許可するということになったら、そこでもう公益、
信託ということになるわけですね。ですから、私が言うとするのは、このことにつ
いては、一般信託とは違いますけども、公益信託であるということで、議会に当
然審議があつて、そして議会の承認があつて、これが普通の姿だろうと、僕は言
うとんです。それをあなた方は、議会は関係ないと、ただ報告だけしておいたら
ええんだと、このような説明ですけども、私はもつてのほかだと思えますよ。

だから、そういうことで、私は文化庁に内容証明を送らせてもらいました。そ
の文化庁のほうから、県を通じて、市のほうに問い合わせが来ておるそうですけ
ども、どういう問い合わせですか。

議長（中垣克朗議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） 文化庁から県のほうを通じて質問がありま
した。その質問の内容というのは、特にこれといったものはないんですけど、ち
よっと簡単に説明させていただきます。

質問、こちらにありましたのは、新聞報道等にあるような事案が生じている原
因はどこにあると考えられますか。あと、意見具申に当たり、以下の点について
相違はあるのでしょうか。相違があるとすれば、どこに問題があったのでしょ
うかという県の見解をいただきまして、県と調整中でございます。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） どこに問題があつたって、これはあれでしょう。議会も市
民に対しても、市民にパネルを展示したと、こう言いますが、市民集会を開
いて説明したわけでもないし、ただ、何回かやったと言うけども、何カ所のとこ
ろでそういうものを見せたというだけのことでしょう。市民と意見交換をして集
会を持ったということじゃないでしょう。須賀利だけでしょう、そういうことを
したのは。

問題は、市民にも、議会にも了承をとっていない、そういうことと違うんです

か。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 須賀利で行いました説明会は、須賀利地区だけでやったんではありません。尾鷲市全体でやると、場所がたまたま須賀利だけであって、尾鷲市市民全体で報告をいたしました。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） よう教育長、ぬけぬけとそんなこと言えたもんですね。もう詭弁の最たるもんじゃないですか。須賀利ですら、須賀利の住民がどうですか、二、三十人もおりましたか、役員を除いて。5人、10人でしたよ、私はその都度行って聞かせてもらいましたけども。尾鷲市民って、議員の二、三の者が行ったときもありますけどね。あなたよう、そんなことをぬけぬけとよう言えましたね。

念のために、文化庁のほうへ出した内容証明の文書をここで読ませてもらいます。

天然記念物審査の件に関するお願い。尾鷲市教育委員会の畑中伸稔教育長から元須賀利大池地区周辺の天然記念物指定の申請書が御庁に、文化庁ですね、文化庁に届いていることかと思えます。

右申請につきまして、文化庁における審査を一時中止ないし保留していただきますよう、本書面にてお願いを申し上げます。

理由といたしまして、右申請がなされるにあっては、尾鷲市民及び尾鷲市議会における議論がまだまだ不十分であるという点が第1に上げられます。天然記念物指定となりますと、当該地域に種々の制限がなされるところ、市民及び市議会に対して説明し、十分な議論を経て当該地域の方向性を決定するべきではないでしょうか。

第2の理由として、右申請は、尾鷲市議会において賛否を問うこともなくされたものであり、手続的にも大いに問題があると考えます。係る手続面の問題につき、尾鷲市教育長の納得のいく説明はなく、御庁におかれましては、右申請をめぐる尾鷲市の現状を考慮の上、審査を一時中止ないし保留をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。平成23年8月24日。

文化庁長官近藤誠一様。

追伸、別便にて参考までに地元紙を送りますのでごらんのほど、お願いします。地元紙を見ていただいたと思います。ほんの一部を送っただけなんですけども。

私は文化庁のほうにもじかに合ってお話を伺いたいと思っておりますけども、それで、今、教育長、あなたが言われたようなそんな詭弁で尾鷲市の財産を、市民の財産を勝手にされたら、これは議会が何しとってんやと僕は言われてもしょうがないと思います。もう少し、まじめに考えてくださいよ。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 少なくとも、市議会、行政と二元代表制でやっているときに、尾鷲市会議員として文化庁に審議とめ、審査とめというようなことが果たして許されるんでしょうかね。私はそれは二元代表制のもとでやっている意味を否定することになるんじゃないかという気がします。

そして、もし真井議員がここで議決が必要だと、議会の議決が必要だということであれば、皆さんもそう思っておられるんですか。信託ということは、信託行為というのは法に基づく行為なんですね。委託者があって、受託者がある。受託者に管理をゆだねることですよ、ということは、今回の市有林のことでいえば、市有林の伐採も受託者にゆだねることですから、それもできないという話なんですか。それはちゃんと届け出をすればできるという話でしょう。そういったことを踏まえて、議会での議決を経ていないということを理由に、文化庁にそういった審査を提示しなさいというようなことを言ってもいいんでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 真井議員、ちょっと待って。96条のことでしょう。それ、副市長がこの間、答えているじゃない、議決は必要じゃないでしょう。

真井議員。

16番（真井紀夫議員） 議長あなたがおかしいんですよ。

議長（中垣克朗議員） 何でど、96条の1項の・・

16番（真井紀夫議員） 時計止めてください。

議長（中垣克朗議員） よく勉強しろ。はい真井議員。

（「議長おかしいぞ」「制止したらいかんぞ」と呼ぶものあり）

16番（真井紀夫議員） 僕のいただいた時間を土足で入るな。

議長（中垣克朗議員） あなたが間違ってる言うから、あなたが間違ってると言ってるじゃないか。

（「暴言やぞ」「暴言」と呼ぶものあり）

16番（真井紀夫議員） たいがいにせなあかん。

議長（中垣克朗議員） そんなんやったら真井君いつも言っとるやないか。はい、真井議員。

(「議長交代」と呼ぶものあり)

16番(真井紀夫議員) 市長、信託ね、公益信託という法律があるんです。公益、現在は公益信託、特別法として存在をしております。それだけ言うときます。信託はね。

それで副市長には尋ねてない。

それで、あなたは共創といううたい文句でことしは出発していると、私は承知しておりますけども、どこに共創ですか。ともにつくるですか。この問題も、1月17日ですか、課長調整会議で初めて出して、2月ですね、2月17日ですね。そして、そこで副市長も出席しておりましたけども、これはどういうことなのと行ってやりとりしています。私は、情報公開でその議事録をとらせてもらいました。

もうそのときには、須賀利に説明会も終わって、その数日後に今度は議会の全協に報告という段取りになっておりましたけども、もう既に、去年から勝手に進んだんじゃないですか。何にも共創してない。

それから、政策会議というのがありますね。尾鷲市の大事なことを決めるのに、それは役所の内部会議かと思えますけども。政策会議があつて、課長会議があつて、課長調整会議というんですか、三つありますね、これ。そんな中での政策会議でどう議論されたんですか。情報公開では出てきませんよ。

議長(中垣克朗議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 文化財に関することは、教育委員サイドの話ではありますが、しかし、それだけではだめだということで、課長調整会議でも諮り、その課長調整会議以外にも、それぞれの課、必要な課と調整している。そういうことありますので、別に課長調整会議に出てきただけという話ではないので、ずっと当初から、当然木のまち推進課とは議論をしていますし、教育委員会サイドとの打ち合わせもやっているということでもあります。

議長(中垣克朗議員) 真井議員。

16番(真井紀夫議員) 少なくともね、政策会議があつて、その政策会議の議事録が情報公開したら出てくると、私はそう思いましたよ。ところが、どれだけ、こんなにたくさんの資料がありましたけど、どれだけ探してもそれはない。あなたがそうやって言うけども、だったら、議会とも協議があつたでしょう、相談があつたでしょう。議会にも全くない。これは、3月になって、あなたの所信表明から、その前に全協で一部、須賀利でこんな報告会しましたという報告はありまし

たけどね。そういうことで、3月、去年の3月ですよ。ことしかな。ことしやな。
議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、この問題は、地元の須賀利の話でありますので、須賀利に話をさせていただいて、須賀利の地区の方が住民投票で決めようという話をさせていただき、それで住民投票で須賀利地区の考えを決めていただいた。それで、通常の、執行権の話でありますので、執行権の範囲で進める、もし真井議員が議決が必要やということであれば、そのような指摘をされたかということ、それはされていない。議決は必要と言いますが、その理由を明示してください。そして、もしそれが違うのなら、96条の2項でしたか、要するに議決案件とすることもできるわけですよ。そのことも真井議員はしていないんですよ。そして、その中で、信託という話が出てました。公益信託という話も出てきましたが、この件については、ちょっと副市長の説明を聞いてください。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 公益信託という制度がございます。大きくは信託制度の中の一部が公益信託なんですけども、そもそも尾鷲市が信託を委託して、国がそれを受託したならば、信託という概念も成り立ちますけども、そもそも市は信託してないですし、国は受託してませんので、信託そのものが成り立ってないんです。したがって、信託そのものが成り立ってない以上、公益信託も成り立っておりません。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） あなた方はそういう詭弁を言ったらあかんと思いますよ。というのは、学術のために、文化庁へ申請しとるんでしょう。それがちゃんと書いてありますよ、それは公益信託に当たると。そしたら、せんでもええ、信託じゃないという、そういう文言はどこにありますか。それはよろしいです、もう時間がないですからね。ただ、市長は、須賀利に説明したからいいんだと言いましたね、大半が尾鷲市の市有林であり、土地であり、そしてそれは市民の財産なんです。一番の大きな地主が尾鷲市なんです。市民の財産なんです。そのところをあなたはカットして、そしてこちら側の一部の地権者、須賀利区、そのところをあなた方は尾鷲市民をばかにしとらへんですか。尾鷲市議会をばかにしとらへんですか。

そういうことで、私は教育委員会の姿勢も、私は教育者にあるまじき姿勢じゃないと、こう思います。

何か意見があったら申してください。教育長に求めます。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 須賀利の、今、先ほど市長が申しましたように、須賀利の方にまず同意をいただいて、それから市民の方々に同意をいただくという方向をとりました。ですから、須賀利の方だけが同意をしたと、それで進んだというわけでもありません。まず、地元の方にご理解をいただいて、それから市民の方にご理解をいただくという方向性をとりました。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 時間は超過しております。

以上で、一般質問は打ち切りいたします。ご苦労さんでございました。

あす13日火曜日午前10時より続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 3時03分〕